2020 年 5 月 14 日（最新更新 2022 年 7 月 19 日）

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

はじめに

1. 本ガイドラインの目的
    - 感染を最大限防ぎながら、Ｊリーグを再開する
        - 国民や地域の活力に貢献する
        - クラブ、リーグの事業継続を実現する
    - その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
    - 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
    - Ｊリーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、Ｊクラブは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに公表し、感染対策をひろく訴求する

2. 本ガイドラインの範囲
    - プロトコル 1：感染予防と、感染への対処
    - プロトコル 2：情報開示
    - プロトコル 3：Ｊクラブの活動段階と、定期検査
    - プロトコル 4：サッカーのトレーニング
    - プロトコル 5：チームの移動、宿泊
    - プロトコル 6：無観客での試合開催
    - プロトコル 7：制限付きの試合開催
    - 付属文書

3. 本ガイドラインの運用状況
    - プロトコル 1、2 は、2020 年 3 月上旬から運用開始
    - プロトコル 3～7 は、2020 年 6 月の実行委員会、理事会で承認された

4. 本ガイドラインの制定手続き
    - 本ガイドラインは、Ｊリーグ実行委員会の審議を経て、Ｊリーグ理事会の決裁によって制定する

- 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
  - 日本プロ野球機構（以下、NPB）・Ｊリーグの専門家チーム・地域アドバイザー (*)
  - JFA 技術委員会、医学委員会
- 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
  - Ｊクラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、中継制作）
  - チームドクター部会
  - 日本プロサッカー選手会
- 本ガイドラインの改正
  - 重要な事項または方針に関わる改正は、Ｊリーグ実行委員会の審議を経て、J リーグ理事会の決議により、これを行う
  - 前項以外の改正は、新型コロナウイルス対策連絡会議（以下、専門家会議）の監修を得てＪリーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5. 本ガイドラインの有効期間
   - J リーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る

(*) NPB・Ｊリーグの専門家チーム・地域アドバイザー（敬称略）

専門家チーム	賀来 満夫	東北医科薬科大学医学部 感染症学教室　特任教授
	三鴨 廣繁	愛知医科大学大学院医学研究科 臨床感染症学 教授
	舘田 一博	東邦大学医学部 微生物・感染症学講座 教授
地域アドバイザー	髙橋 聡	札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授
	遠藤　史郎	東北医科薬科大学病院感染制御部　部長
	國島 広之	聖マリアンナ医科大学感染症学講座 教授
	掛屋 弘	大阪公立大学大学院医学研究科臨床感染制御学 教授
	大毛 宏喜	広島大学病院感染症科 教授
	泉川 公一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学分野 教授

（「安全を確保しながら、活動を継続する」に戻る）

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル１ ： 感染予防と、感染への対処

1 はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、Ｊリーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは5月22日に専門家会議から頂いた『提言』（初版は2020年3月12日）に基づいて作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。
選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。
それでも感染を100%防ぐ手だては、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。
「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。
発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。
またファン・サポーターの皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。
こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

I. 新型コロナウイルスへの理解

1. 病原体

(1) コロナウイルスの一種であるSARS-CoV-2よる感染症をCOVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ

(2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する

- 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる
- 症状が出るおよそ2～3日前から他の人に感染するのがこのウイルスの特徴

(3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。付着した状態で3

日間程度は感染力をもつとされる

- 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要
- 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要

図 1-1　病原体　SARS-CoV-2　動物由来のコロナウイルス

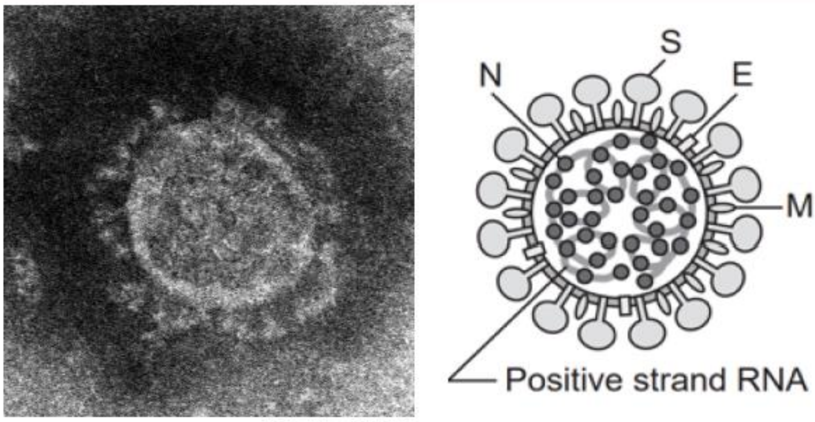

（国立感染症研究所）

エンベロープにある突起が王冠（ギリシア語でコロナ）のように見える．SARS の病原体（SARS-CoV-1）と同様に ACE2 をレセプターとしてヒトの細胞に侵入する．SARS-CoV-1 と同様に 3 日間程度は環境表面で安定と考えられる．

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 7.2 版』、p.5

(4)　参考：厚労省「『新型コロナウイルス』とは、どのようなウイルスですか。」

2. 感染経路

(1)　飛沫感染　（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）

- 通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じる
- 特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要

(2)　接触感染　（手で触れることによる感染）

- 咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスがものの表面に付着し、手指などを介して粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立する
- ウイルスは条件次第では、環境中で 3 日間程度、感染性を保つ

(3)　参考：厚労省「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

3. 潜伏期･感染可能期間

(1)　潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は 1～14 日間で、5 日程度で発症することが多い

(2)　発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴

(3) 発症から３～４週間，病原体遺伝子が検出されることはまれでない。ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない

(4) 感染可能期間は発症 2～3 日前から発症後 7～10 日間程度と考えられている

(5) 血液、尿、便から感染性のある SARS-CoV-2 を検出することはまれである

(6) 参考：厚労省「新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。」

4. 年代と症状

(1) 感染者のうち、8 割は軽症又は無症状のまま治癒する。2 割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは 5%程度と言われている

(2) 若年層では重症化割合が低く、65 歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している（出典）

図 2-1　新型コロナウイルス感染症の経過

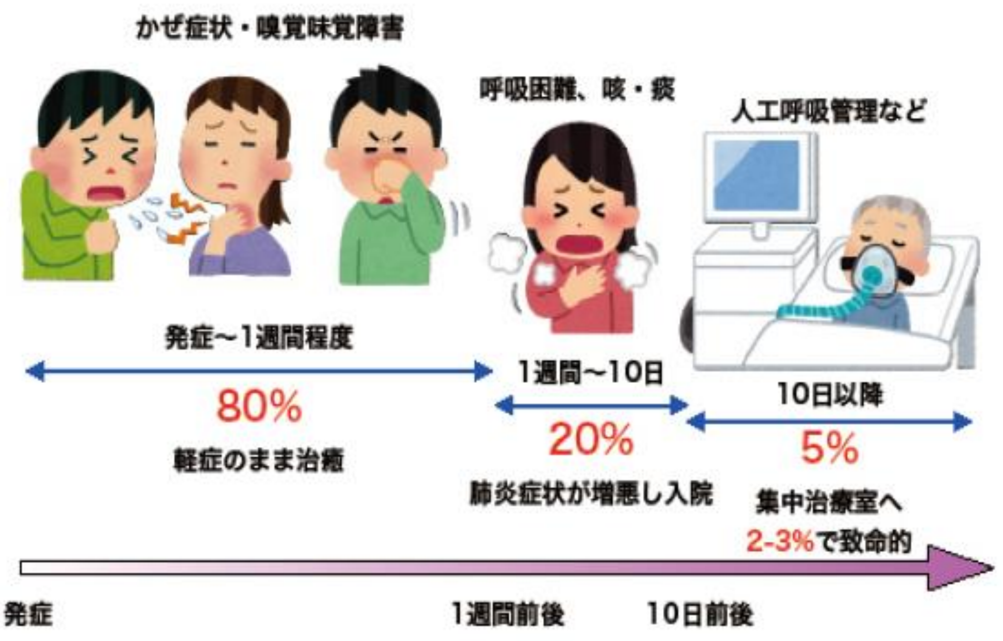

＊中国における約 4 万症例の解析結果を参考に作成（Wu. JAMA 2020）．年齢や基礎疾患などによって，重症化リスクは異なる点に注意．

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 7.2 版』、p.12

参考：国内の発生状況：厚労省の公式サイトより

II. 感染を予防する

参考 新型コロナウイルス感染症対策について（首相官邸）
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

参考 マスクに関する補足情報（内閣官房） 令和 4 年 5 月 23 日付
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

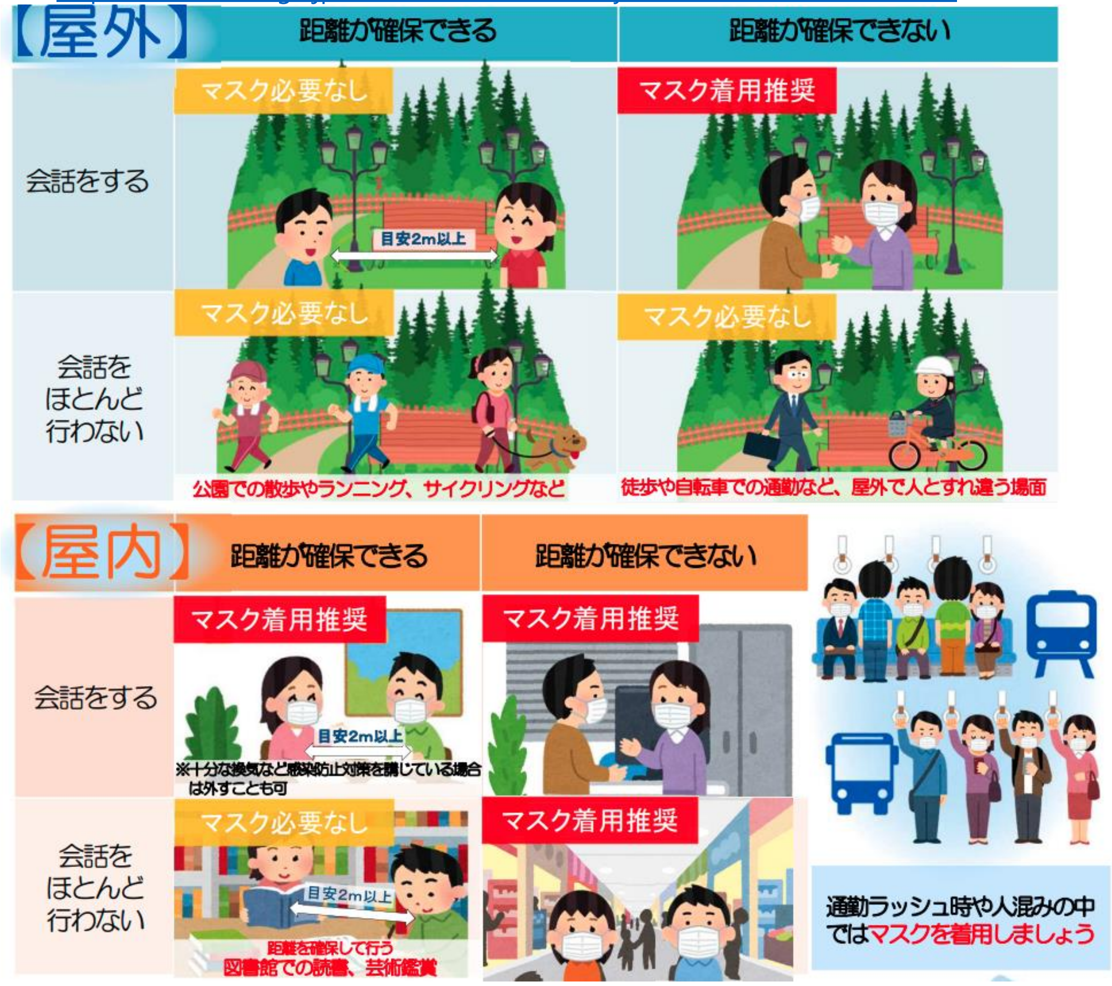

＜屋外＞

○マスク着用を推奨

　他者と身体的距離（２ｍ以上を目安）が確保できない中で会話を行う場合

○それ以外の場面については、マスクの着用の必要はない

（例：公園での散歩やランニング、サイクリング/徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面）

　特に夏場は、熱中症予防の観点から屋外でマスクの必要のない場面ではマスクを外すことを推奨

＜屋内＞

○マスク着用の必要がない

　他者と身体的距離が確保できて会話をほとんど行わない場合

　（例：距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞）

○それ以外の場面については、マスクの着用を推奨

内閣官房コロナ室「いつでもマスク」では素材別の防御効果が示されています

マスクについての知見が蓄積しつつある

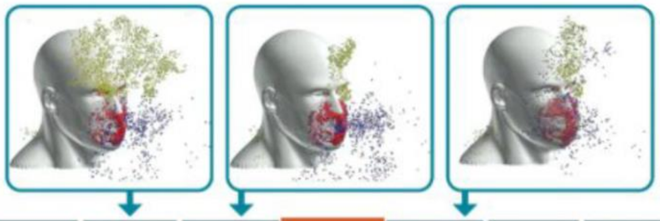

理研提供

素材	不織布（金具を曲げず装着）	不織布（金具を曲げ鼻に沿って装着）	不織布（隙間を完全に消す）	二重マスク（不織布＋ポリウレタン）	布マスク	ポリウレタン	医療用
防ぐ飛沫の割合	69%	81%	85%	89%	約20～60%	約20～30%	ほぼ100%
通気性	○	△	△	×	◎	◎	×
			推奨				

不織布マスクを正しく着用することが飛沫を防ぐ確率が高い

5.　サッカー選手の予防

(1)　マスク・身体的距離・会話の制限の考え方

日常生活やチーム活動の場面において、下表の方針に基づく予防行動が求められます。

マスクなしの場合	距離（2m 目安）をとるか、会話を制限
距離なしの場合（２m未満目安）	マスクをつけるか、会話を制限
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限
換気の悪い場所	マスクを着用

- 「距離あり」とは「2m 以上空ける」ことを指します。
  濃厚接触疑い基準に準拠しています。

(2) 感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい（飛沫感染防止）
- 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口・鼻・目に不用意に触れない
- 多くの人が共通して触れるモノ、触れる場所に注意。触れたら手洗い・手指消毒
- マスク無しで近距離（～2m 程度）の会話は避ける

(3) リスク行動を減らす

- 3 つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所へは出向かない
- ロッカールーム、チームバス、会食をはじめ、複数人数が距離のないエリアに集まり、マスクを外しやすく、会話が発生しやすい場所は特に、適切な対策を怠った場合、感染リスクが高まる
- 頻繁な握手・ハイタッチ・抱擁、大声を出す集合写真・円陣、使用済ユニフォームの交換、唾や痰やうがいしたものを吐く行為なども感染リスクにつながる
- 感染拡大期の外食はできる限り慎む。とくに 5 人以上の外食はリスクが高い
  （実際にあった事例として、感染拡大期に 5 名以上で会食をし、グループ全員が陽性もしくは濃厚接触者となりチーム活動に影響を及ぼした事象も生じている）
- 外食時には、自治体が認める感染対策認証店を利用する
- カフェでの会話も、できるだけマスクをつけて
- スポーツジムは、多人数が室内で呼気が激しくなる運動を行うため、不特定多数が利用する場所の利用は控え、チーム・個人等で専用できる場合は感染対策が徹底された場所を利用する

  （参考）感染リスクが高まる 5 つの場面

(4) サッカーのトレーニング → 詳細はプロトコル 4 へ

(5) 体調記録・行動記録の作成 → 詳細はこちら

- 毎日の体調と行動を記録し、定期的にクラブに提出する
- 感染予防行動がとれていることの確認
- 「陽性」や「濃厚接触」のとき、影響範囲を調べるために行動記録が必要

6.　感染を注意すべき関係者

(1)　選手だけでなく、スタッフ、ご家族・同居人の方など、クラブ全体の予防に努める

トップチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
アカデミーチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
スクール	スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
フロント	クラブの役員、職員、及びその家族・同居人
施設	ホームスタジアムやトレーニング施設の役員、職員及びその家族・同居人
試合運営	ボランティア、警備、売店などのスタッフ、及びその家族・同居人
チームバス	運転手

(2)　告知、啓発、協議を通じて、サッカーに関連する人々にひろく予防を呼びかける

- メディア
- 中継制作スタッフ
- ファン・サポーターへの告知、啓発

III.　毎日の検温、体調報告、行動記録

7.　対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施する

※クラブの好事例

チーム内で陽性者が発生したが、調査材料として行動記録が整理されており、保健所に速やかに提出したことで、同じ場所を利用した者であっても、感染防止行動がとれていたことが確認され、濃厚接触者として指定される範囲が最小限となったケースもある

8.　毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか毎日確認し、少しの変調でもクラブに報告する

(1)　体温測定：　起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録

(2)　問診表チェック：咳。喉の痛み、違和感。頭痛。体のだるさ。味や匂いの異常など

(3)　データの管理、モニタリング

- クラブに担当者をおいて、全員のデータを毎日モニタリングする
- チームドクターやトレーナーと連携する
- （株）ユーフォリア様から『体温・体調把握＆アラートシステム』の提供を受けている

9. 毎日の行動記録
   (1) コロナ下でサッカー活動を継続するために、毎日の行動記録がきわめて重要
      - 感染や濃厚接触が起きたときに、当事者以外で誰を隔離すべきか、判断する材料となる
      - 保健所にすぐに提出することで、濃厚接触者の指定に協力する
   (2) 感染リスクのある行動をとったかどうかを記録する。ポイントとなるのは、
      - 食事の取り方
      - マスクなし会話の有無（家族・同居人以外との）
      - 外出の有無（チーム TR、試合を除く）
      - 県境を超えての移動の有無
   (3) クラブは選手、スタッフから週に一度以上、行動記録の提出を受け、内容を確認する
      - リスク行動が多い選手・スタッフとは、解決方法を協議する
   (4) 参考：行動記録の例

10. サッカーへの影響
   (1) 感染者
      - 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね 4～14 日間を要する（参考：厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」）
      - Ｊリーグ公式試合への復帰基準については、こちらを参照
   (2) 濃厚接触者（参考：厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」）
      - 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、4 日から 14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない
      - チームの中に多くの濃厚接触者が出ると、クラブの活動全体が一定期間停止する場合がある
      - Ｊリーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる
   (3) クラスター
      - クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある
      - この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が一定期間停止することがある
      - クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる
      - Ｊリーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスク

に留意した生活や行動が求められる

- 参考　厚労省通達は　こちら

Ⅳ. 安全を確保しながら、活動を継続する

11. 優先順位

(1)　選手、オフィシャル、関係者、観客、社会の安全を最優先する

- 国や自治体の指導に従う（社会の感染状況に応じた判断を行う）
- NPB と共同で委嘱する感染症の専門家チーム・地域アドバイザー・科学アドバイザーの助言を受ける
- 自らを健康に保つ（健康管理、行動記録、PCR もしくは抗原検査など）
- 観客や社会の安全に貢献する

(2)　出来る限り予定通り公式戦を実施できるよう、最大限努力する

- 地域に根ざしたサッカークラブは、スポーツの社会的使命の一翼を担っている
- Ｊリーグ/Ｊクラブの存続が「豊かなスポーツ文化の振興」に資する

(3)　お客様と一緒に公式戦を実施できるよう、最大限努力する

- Ｊリーグ試合は、ファン・サポーターに支えられている

12. コロナ下での活動図

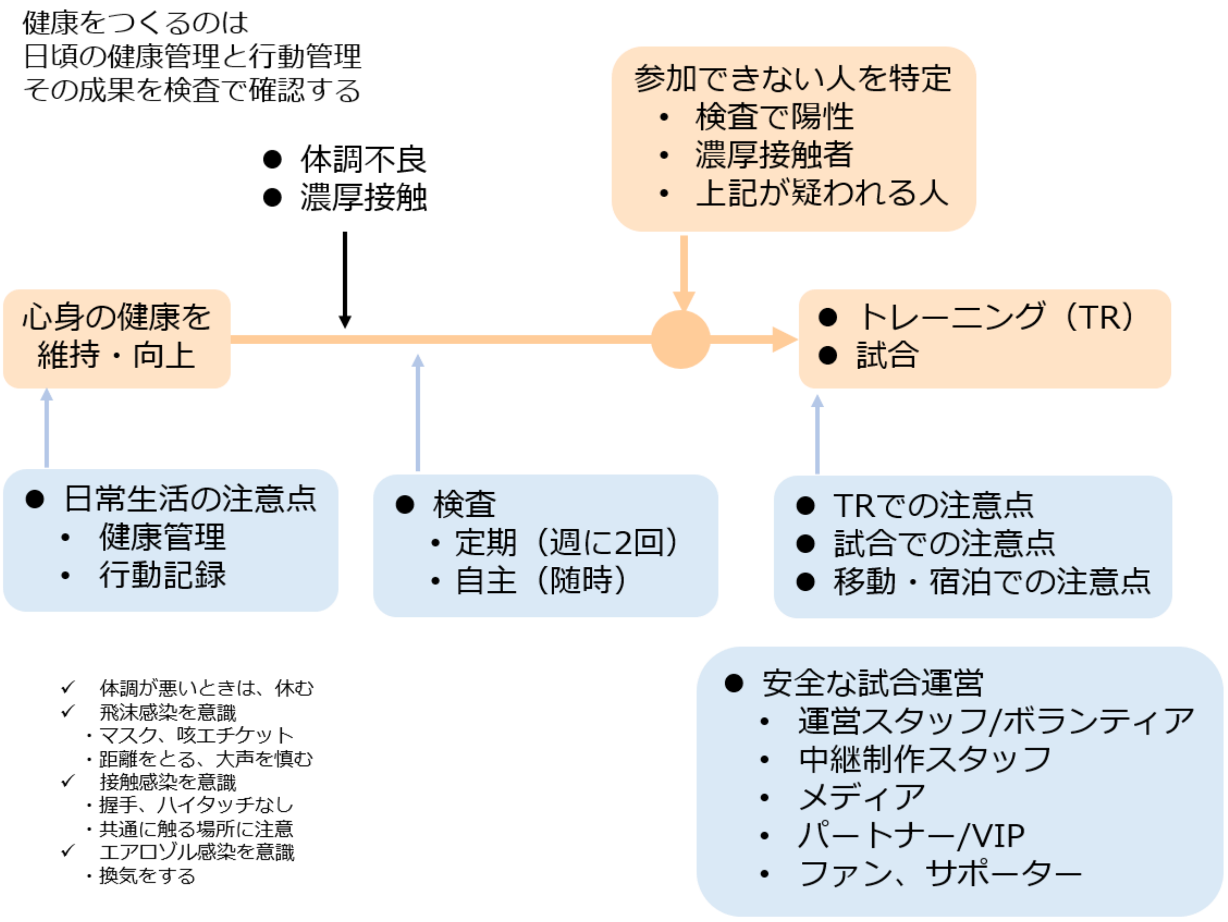

13. 公式試合を予定通り開催する

(1) 陽性（含む、判定保留）判定を受けた選手はただちに自主隔離する（A）
- 試合、チームトレーニングに参加しない

(2) 保健所による濃厚接触指定を受けた選手は自主隔離する（B）
- 試合、チームトレーニングに参加しない
- クラブの練習場を個人で利用することを、保健所に相談してよい（クラブハウスは使用しない）

(3) 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者を指定する（C）
- 2020 年 7 月以降、複数の事案で各所の保健所から示された判断をもとに、リーグと専門家会議が協議して定めた基準を次項に示す（基準は 2021 年 3 月 22 日改定）

(4) （A）（B）（C）の該当者を除いたうえで試合を開催する
- 試合開催可否の決定はチェアマンが行い、当事者クラブはこの決定に従う
- Ｊリーグ及び当事者クラブによる事前協議を実施することがある

(5) 上記に関わらず、Ｊリーグは必要に応じ専門家チームに相談のうえ、試合開催可否を検討

する

14. 暫定的な濃厚接触疑い者に関するＪリーグ基準
    (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 3 日前以降の接触を確認する
    (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、
        - 通訳とその担当選手
        - 寮で同室
    (3) マスクなしで、2 メートル以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者
    (4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者
        - 陽性となった者が、マスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2 メートル以内にいた者。ただしパーテーション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい
    (5) マッサージ等の施術を行った者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合
        - 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった
        - 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった
        - 施術した者が、施術ごとにタオル交換を行っていなかった
        - 施術した者が、器具消毒を行っていなかった
        - こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった
    (6) 陽性となった者が発症日の 3 日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触疑い者とみなす。ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい
        - お互いの距離が 2 メートル以上離れていた
        - 各席がパーテーションで区切られていた
        - 黙食をしていた

（参考）保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

保健所が濃厚接触者を特定しない場合も、下記に該当する場合は「濃厚接触者疑い者」とする

厚：厚生労働省が定める濃厚接触者基準、Ｊ：Ｊリーグ独自基準

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>基準</th><th>72時間以降、48時間以前</th><th>48時間以降、隔離迄</th></tr>
<tr><td rowspan="2">会話</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者</td><td>厚</td><td>－</td><td>4～14日間</td></tr>
<tr><td>2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者</td><td>J</td><td colspan="2">4～7日間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">移動</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者</td><td>厚</td><td>－</td><td>4～14日間</td></tr>
<tr><td>2m以内、マスク無し、15分以上、パーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者</td><td>J</td><td colspan="2">4～7日間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会食</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者</td><td>厚</td><td>－</td><td>4～14日間</td></tr>
<tr><td>3日前以降に、複数人と会食を共にした者
だたし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外
• お互いの距離が2メートル以上離れていた
• 各席がパーテーションで区切られていた
• 黙食をしていた</td><td>J</td><td colspan="2">4～7日間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マッサージ</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者</td><td>厚</td><td>－</td><td>4～14日間</td></tr>
<tr><td>距離・時間を問わず以下に該当する場合
・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者
・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者
・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者
・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者</td><td>J</td><td colspan="2">4～7日間</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者
（例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）</td><td>J</td><td colspan="2">4～7日間</td></tr>
</table>

関連条文　21.陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合

V.　有事対応（陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い）

15.　有事での心構え

(1)　新型コロナウイルスはいつ誰が感染しても不思議でない病気。ゆえに感染した人やクラブには見舞いをもって接するべきで、非難し禁忌するのはきわめて不適切

(2)　2020 年 6 月以降、日本だけでなく欧州でも、感染拡大を防ぎながらトップレベルのサッカーリーグを実施できている

(3)　陽性判定、試合直前の発熱などの有事の際も、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行する。相互信頼に基づいて、公式試合を継続していく

(4)　上記に関わらず、1 クラブ内に同時的に複数の感染者が出た場合は慎重に判断する。専門家チーム・地域アドバイザーの助言も参考とする。

16. 陽性判定への対応（一覧）

(1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する

(2) 地域やクラブ内の感染拡大を防ぐ

- 行動履歴の整理と保健所との協議
- クラブ内感染状況の確認（自主スクリーニング検査の検討）
- 自主スクリーニング検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）のいずれかを用いることが望ましい

(3) 公式試合を予定通り開催する方向で調整する

- Ｊリーグ、関係クラブ、自治体、スタジアム等との協議・調整

(4) 広報対応、ステークホルダー対応

(5) クラブの感染防止体制の再チェック

17. 陽性判定時のアクション（例）

(1) 初動

- 感染者を隔離する（感染拡大防止）
  - ✓ 医師による確定診断前の段階でも、検査で陽性判定が出た者は、感染者として処遇する
- クラブ内で情報共有（チームドクターを含む）
- 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認
- 保健所へ届け出（担当医から）
  - ✓ 定期検査で陽性の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する
  - ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する
- 所定の報告フォームに入力する

(2) 感染者の治療：保健所の指示に従う

- 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ病院の紹介など全面的に協力する

(3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する

- 濃厚接触者は保健所の指示に従い 4～14 日間自主隔離する。検査を受けることもある

(4) 施設の消毒：保健所の指示に従う

(5) スクリーニング検査

- 陽性者が発生した場合、クラブ内に感染が広がっていないかを確認する検査で、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）のいずれかを用いることが望ましい

- 実施にかかる費用はクラブ負担とする
- 自主スクリーニング検査を実施した場合も、保健所による濃厚接触者の特定への協力を行うこと。保健所による濃厚接触指定が試合までに行われない場合は、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと

(6) Ｊリーグの役割
- クラブの対応を支援
- 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア
- メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など）

(7) 公式試合実施に向けた調整
(8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡
(9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける

18. 疑い症状などへの対応

(1) 試合直前事案

※ 移動前に疑い症状が出た場合は別添「ビジターチームの対応フロー」に従う

事例	対応
○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する 2) 本人を検査することを、検討する 3) 本人と濃厚接触疑い者を除いて試合を実施する
○ 家族・同居人が陽性になった ○ 数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった ○ 家族・同居人が濃厚接触者になった	(3)近親者や知人との関係へ

(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案

事例	対応
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	陽性判定の場合、速やかにチームから隔離し医療機関を受診する
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい
選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、症状解消を確認して復帰

選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	所定の報告フォームに入力する 保健所の指導に従う

(3)　近親者や知人との関係

事例	対応
○　家族・同居人が陽性になった ○　数日前会食した人が陽性になった ○　仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1）　暫定的な濃厚接触疑い者に関するＪリーグ基準に沿って本人の行動履歴を確認する 2）　濃厚接触疑いに該当する場合、自主隔離する 3）　保健所の指導に従う 4）　1)の基準に該当せず、症状がなければ活動継続とするが、保健所の指導が確定するまでの間はトレーニング、移動、試合を行う前に当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 5）　4)に伴い選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする ・　トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・　遠征時の食事はチームとは別にする ・　遠征時の部屋は１人部屋とする
○　家族・同居人が濃厚接触者に指定された ○　配偶者［子供］が検査を受ける。同僚［同級生］が陽性になったため	1）　選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2）　但し、発症日２日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する
○　家族・同居人の体調不良が判明した	1）　家族・同居人の新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2）　同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレーニング、移動、試合を行う場合は、当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 3）　抗原定性検査で陰性の場合はトレーニングや試合出場は継続可能とする 4）　抗原定性検査のタイミングの目安 ・トレーニング：トレーニング前後（2回） ・試合への移動日：移動前 ・試合日：キックオフ３時間前と試合終了 5）　選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないこ

	とが明らかになるまでは、下記の対応とする ・トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・遠征時の食事はチームとは別にする ・遠征時の部屋は 1 人部屋とする ・希望があった場合は、同居人に対しても抗原定性検査の機会を提供することを推奨する
家族・同居人が有症状で検査を受検した	1） 検査結果が判明するまで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2） 陰性の場合、活動継続でよい
家族・同居人が体調不良で医師からPCR検査不要と診断された	1） 診断まで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2） 陰性の場合、活動継続でよい
無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	活動継続でよい
入国後、政府が求める待機措置を済ませていない訪日者との面会・同居	面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 入国後、政府が求める待機措置期間内は同居を避ける

19. 陽性判定からの復帰

(1) 厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）

	厚生労働省による例示	メモ
有症状	発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過	• 発症日を 0 日目としてカウント • たとえば 2 日目に軽快すれば、10 日目に検査なしで退院可能
	症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	• 発症日を 0 日目としてカウント • たとえば 2 日目に軽快し、3 日目、4 日目に検査して陰性確認すれば退院可能
無症状	検体採取日から 7 日間経過 10 日経過までは検温等健康状態を経過観察	• 検体採取日を 0 日目としてカウント

（参考）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について	厚生労働省、2022 年 1 月 28 日
退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日
退院の取り扱いに関する質疑応答集（Q&A）について	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日
COVID-19 罹患後のスポーツ復帰指針	日本臨床スポーツ医学会、2021 年 11 月 8 日

（参考）各検査の特徴

新型コロナウイルス感染症　病原体への指針より（厚生労働省）P15

表3 各種検査の特徴※1

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔※2	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者（症状消退者含む）	発症から9日目以内	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎（※3）
	発症から10日目以降	◎	◎	－（※5）	◎	◎	－（※5）	△（※4）	△（※4）	－（※5）
無症状者		◎	◎	◎	◎	－（※6）	◎	－（※6）	－（※6）	－（※5）
想定される主な活用場面		•検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 •大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			•検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 •検査法によっては、無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。			•目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 •現状では対象者は発症初日から９日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。		

※1：本表では行政検査を実施するにあたって推奨される事項をとりまとめている。
※2：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。
※3：唾液検体での薬事承認を得た製品に適用される点に留意。
※4：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）
※5：推奨されない。（－）
※6：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等以外の有病率が低い場合には、スクリーニングの陽性的中率が低下することに留意が必要である。なお、スクリーニングとは、主に診断目的ではなく感染リスクを下げる目的で実施するものである。

図2 検査フロー案

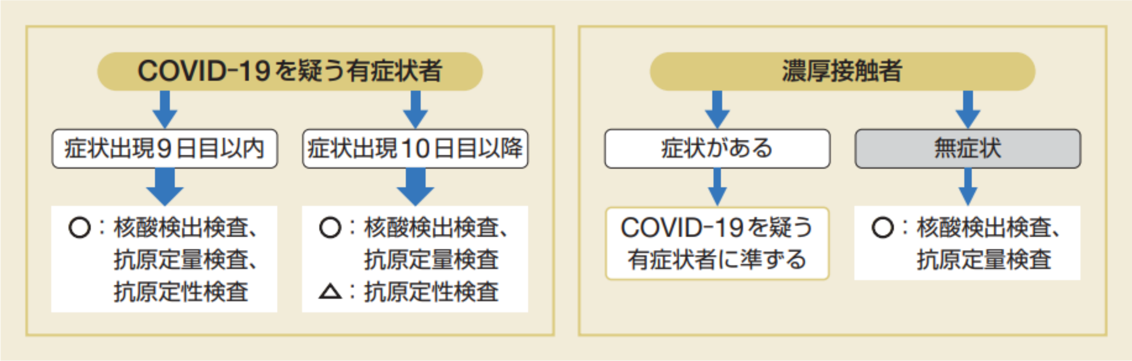

20. 陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合

感染拡大等による保健所業務のひっ迫に伴い、令和３年６月４日付「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」ならびに令和４年３月 16 日付「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の (1)～(2)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う

(1) 15.「暫定的な濃厚接触疑い者に関するＪリーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う
(2) 該当者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする

① 解除の条件

- 自主隔離期間に無症状の場合は、5 日目の PCR 検査もしくは抗原定量検査（いずれも検体採取日が 5 日目）で陰性結果、もしくは 4 日目・5 日目の 2 回の抗原定性検査（鼻腔ぬぐい、以下同）の陰性結果をもって 5 日目から隔離を解除する
- 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う
- 検査は自主検査する
- 抗原定性検査を用いる場合、厚生労働省による薬事承認を得た検査キットを使用する
- 事情により検査を実施できない場合、7 日目まで無症状の場合は 8 日目より解除可とする

② 隔離期間中の自主検査

- 抗原定性検査を用いる場合、4～7 日目に実施

- PCR 検査を用いる場合は、5 日目に実施（検体採取）し、その後 6 日目と 7 日目は抗原定性検査を行う
- 5 日目に隔離解除したあとも 6 日目と 7 日目は検査を行う
- 自主的な検査増は可とする

③ 隔離期間中のトレーニング（関連：プロトコル 3 「8 つの活動段階」）

- フェーズ 2（在宅外の個人トレーニング）とする

（参考）保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

保健所が濃厚接触者を特定しない場合も、下記に該当する場合は「濃厚接触者疑い者」とする

厚：厚生労働省が定める濃厚接触者基準、 Ｊ：J リーグ独自基準

項目		基準	72時間以降、48時間以前	48時間以降、隔離迄
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	J	4～7日間	
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、15分以上、パーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者	J	4～7日間	
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	―	4～14日間
	3日前以降に、複数人と会食を共にした者 だたし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 • お互いの距離が2メートル以上離れていた • 各席がパーテーションで区切られていた • 黙食をしていた	J	4～7日間	
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	―	4～14日間
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者	J	4～7日間	
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者 （例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）	J	4～7日間	

VI. 重要事象報告（J リーグと専門家チームへの報告・相談）

21. 重要事象報告

(1) 2021 年 12 月 14 日以降の運用

目的	• 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する • クラブから専門家チーム、リーグに相談する

報告する事案	• 陽性診断を受けた • 濃厚接触者指定を受けた
報告対象者	• Ｊリーグ規約 47 条に記載されている者 ① 選手 ② 実行委員、運営担当、広報担当およびセキュリティ担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等のメディカルスタッフ • エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者 • 来場者（陽性診断のみ）

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 2 ： 情報開示

VII. 情報開示の考え方

22. 情報開示にあたって

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています（バラツキあり）
  - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
  - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
  - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

(3) 個人名は原則非公開とします

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- Ｊクラブが保健所による積極的疫学調査（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります
- 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありませ

ん。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連係することが求められます

VIII. 情報発信の基準。発信例

23. 基準

(1) Ｊリーグは、定期検査を実施する場合、定期的に検査の結果を公表します。公表内容は次のとおりです　※ 2022 年 1 月より、定期検査の導入に伴い以下を適用する

- クラブより報告された検査総数、陰性数、陽性確定数等のうち、個人情報が特定されない範囲に総括された、リーグ全体としての情報

(2) Ｊリーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、発表する範囲は、原則としてＪリーグ規約第 47 条[届出義務]①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。

- プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。
- 2022 年 3 月 16 日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。

(3) Ｊリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します

(4) Ｊリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります

24. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、Ｊリーグ第 47 条①と③に定める対象者	・ 所属クラブが発表する ・ ただし、代表活動、入院中、シーズンオフ期間、日本への入国前に罹患するなどして、チーム関係者と一切接触のない者で、解散日、出発日、入院日のいずれかから 3 日後以降から所属チームへの合流前に罹患した場合は、公表

		の対象から外してよい
2	アカデミー、女子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する
3	その他のクラブ関係者 （上記１以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等）	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ ただし、以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が 2 次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合
4	Ｊリーグ担当審判員	・ ＪＦＡが発表する
5	リーグ役職員	以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が 2 次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある

		・　発表に先だって、保健所と十分に協議する
9	上記の当事者の家族・同居人	・　発表しない

25. 感染に関する発表の例

(1)　発表の例

本日、当クラブトップチーム所属の選手（30 代）が、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020 年 4 月 5 日に PCR 検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に微熱はあるものの大事にいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。またクラブの中にかぜ症状などを示している者はおりません。
- ただいま保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。発症日（4/1）の 2 日前から接触が対象と伺い、3/31 と 4/1 にチームトレーニングに参加した全員を、4/14 まで自宅隔離しました。引き続き 3/31 以降の行動記録について保健所に提出して参ります。
- 保健所によりますと、3/30 より以前の接触は、濃厚接触に当たらないとのことです。また濃厚接触者の家族・同居人で発熱などの症状がない者は、普通に行動してよいと伺いました。しかし念のため当クラブより、濃厚接触者の家族・同居人にも自主隔離をお願いしております。
- クラブ事務所、トレーニンググラウンドは昨日から閉鎖しております。保健所の指導のもと消毒をおこなったのち、再開させて参ります。
- 当クラブは日頃より、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

発症日 2 日前からの行動

- 3 月 30 日（月）：OFF。午前、午後は家族と過ごす。夜、●●市内で友人 2 人と食事。
- 3 月 31 日（火）：トレーニング参加。体温 36.5℃。午後から夜は家族と過ごす。
- 4 月 1 日（水）：トレーニング参加。夕方、発熱 38.2℃、倦怠感あり【発症】。
- 4 月 2 日（木）：自主隔離を開始。体温 38.4℃。喉に違和感。匂いと味を感じにくい。
- 4 月 3 日（金）：体温 37.9℃。チームドクター所属の病院 A を受診。経過観察。
- 4 月 4 日（土）： 体温 38.2℃（発熱 4 日目）。症状継続のため医療機関 B を受診。CT 実施も肺炎所見なし。
- 4 月 5 日（日）： 帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。PCR 検査実施。
- 4 月 6 日（月）：PCR 検査の陽性判定。入院治療へ

なお J リーグは、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。但し、該当者の意志は尊重いたします。他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど最大限、協力して参ります。
どうぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

(2)　発表項目チェックリスト　※　クラブ広報担当者はこちらも参考ください

- 属性（クラブとの関係、立場）
- 経過・症状
  - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
  - ✓ 医療機関受診した場合は順に 「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）
  - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
  - ✓ PCR 検査日、陽性判定日
  - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
  - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）
- 感染経路について判明していること
  - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を供にした、など
- 関係者の状況、容体
  - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は
  - ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
  - ✓ クラブの活動停止など
- 保健所、自治体との連携状況
  - ✓ 施設消毒の実施状況
  - ✓ 濃厚接触の調査状況
- 今後について
  - ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
  - ✓ 活動停止スケジュールなど

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 3 ： Jクラブの活動段階と、定期検査

IX. 8つの活動段階

再開フェーズ	概要	判断基準
1	在宅での個人トレーニング • 選手はそれぞれ自主隔離している • クラブの練習場を閉鎖している	クラブが自主判断 • 国及び自治体による外出自粛要請がある等
2	練習場での個人トレーニング • クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング • クラブハウスは使用しない	クラブが自主判断 • 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている等
3	グループ分けしてのトレーニング • クラブの練習場で、少人数のグループに分かれてトレーニング • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う	クラブが自主判断 • 国による緊急事態宣言が解除されている • 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、問題がないと確認できる
4	チームトレーニング • チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手は J クラブに限定）	クラブが自主判断 • フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していない • 地域の感染状況が悪化していない
4-②	チームトレーニング（交流期） • チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手の J クラブ限定を解除）	J リーグが決定する（2020 年 9 月 24 日より適用）
5	無観客での試合開催	リーグとクラブが協議して決定 プロトコル 6 を適用
6	強い収容制限のある試合開催	リーグとクラブが協議して決定 目安：緊急事態宣言が出ており、かつ政府のイベント開催方針の来場制限が「50%以下」 プロトコル 6、7 の基準を参考とし運営する
7-①	収容制限のある試合開催	主管クラブがガイドラインに基づき対戦クラブ等と連携の上決定 7-①：プロトコル 7-「レベル 2」を適用する目安 試合会場が緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置区域である 7-②：プロトコル 7-「レベル 1」を適用する目安 試合会場が経過措置もしくはその他の都道府県の区域である
7-②	収容制限はないが行動制限や運営条件がある試合開催	
8	制限のない通常開催	8 への移行は J リーグが決定する

X.　イベント開催制限の段階的緩和の目安

最新の政府方針
（令和年 3 月 17 日付事務連絡）
基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙１

		安全計画策定（注１）	その他（安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置地域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注５）	原則要請なし（注５）
	人数上限(注２)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注６）（注７）	5,000人
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
（注１）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
（注２）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
（注３）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。
（注４）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
（注５）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
（注６）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする
（注７）都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

注意：Ｊリーグは「大声あり」の区分に該当されるが、感染対策を徹底することを条件とした安全計画の策定のもとで「大声なし」のカテゴリーで運営可能となる。声を出しての応援行為はＪリーグ全体で禁止している。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

項　目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、㋐通常よりも大きな声量で、㋑反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のＢＧＭや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

項　目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は１席（立席の場合できるだけ２ｍ、最低１ｍ）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

別紙２

イベント開催等における必要な感染防止策

項　　目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検　査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

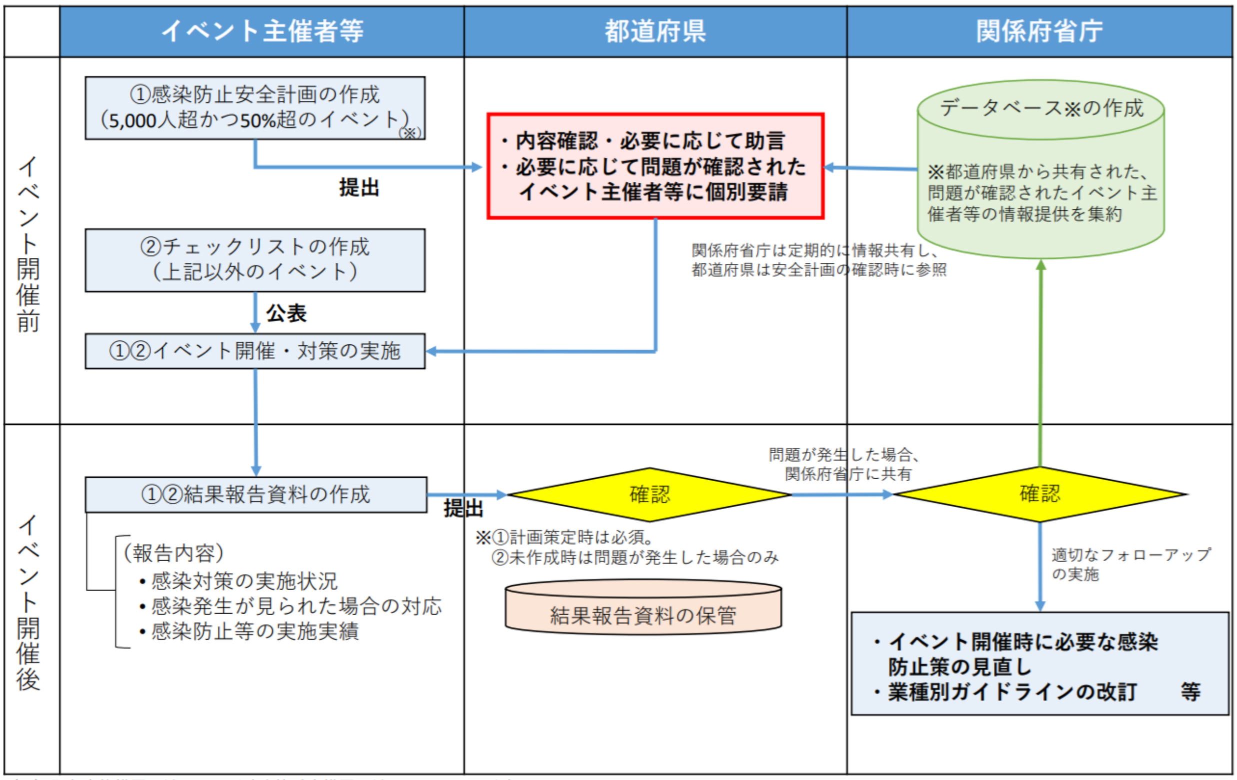

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント。

過去の事務連絡は　こちら

令和 4 年 5 月 23 日付け事務連絡（抜粋）
「基本的対処方針に基づく催物の開催 制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf

5 月 20 日付け厚生労働省事務連絡において、「徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと」が示されているが、この趣旨は、屋外で人とすれ違う際に簡単な挨拶を交わす場合や携帯電話で話している者の横を立ち止まらずに通り過ぎる場合などにはマスクの着用は必要ない、というものであり、**例えばスポーツイベント等で得点が入った時に一時的に歓声があがる場合は、「会話をほとんど行わない場合」には含まれない**ことに留意されたい

26.　J リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方

① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、J リーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限 10,000 人とする
② ただし、①について、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある
③ その他の都道府県では、安全計画作成もと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする
④ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）
⑤ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、J リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびに J リーグへ連絡すること
⑥ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびに J リーグへ報告すること
⑦ 本ガイドラインは、令和 4 年 3 月 17 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」ならびに同日発行の関連通知に準拠する

※　入場可能数： J リーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数
※　芝生席や立ち見席は、安全性等について J リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。

(2) 上限拡大の前提となる感染防止策

制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する

密回避ポイント	感染防止策の例
① アクセスや居酒屋での密回避	○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する ○ 観客に対しできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける ○ 警備会社と協力して、混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける ○ 居酒屋について、商店会と来場予測を共有し、十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う ○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する ○ 警察と来場予測を共有し警備計画を報告したうえで、混雑予防へのアドバイスを受ける
② スタジアム入場時の密回避	○ 待機場所をマーキングするなど人と人とが触れ合わない距離を保つ ○ 来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○ 席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また 30 分間隔でのエリア指定入場など） ○ 自由席のお客様は抽選で入場時間帯を決めるなど混雑しない対策を行う ○ 体温計測器を増設して、スピードアップをはかる ○ 選手バス到着やマスコットなどの人だかりのできそうな場面での滞留を防ぐ ○ 特に混雑時間帯などのマーキングによる列整理が困難な場合は(3)に定める補足基準に従い区画整理を行う
③ スタジアム退場時の密回避	○ 試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○ 退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす ○ 選手インタビューを場内に提供するなどして時差退場を促す ○ 席種（エリア）毎の時差退場を実施 ○ 試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○ 選手バスまわりの滞留を防ぐ
④ トイレの密回避	○ 待機場所をマーキングするなど人と人とが触れ合わない距離を保つ ○ 特に混雑時間帯などのマーキングによる列整理が困難な場合は(3)に定める補足基準に従い区画整理を行う

	○ 注意喚起のためのスタッフを配置 ○ (一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○ クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）
⑤ 売店の密回避	○ 待機場所をマーキングするなど人と人とが触れ合わない距離を保つ ○ 特に混雑時間帯などのマーキングによる列整理が困難な場合は(3)に定める補足基準に従い区画整理を行う ○ 列誘導、注意喚起のスタッフを配置する ○ 狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ ○ グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など）
⑥ 試合中の観客の行動への介入	○ 通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク着用が必須の場面での未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する ○ 場内アナウンス、大型映像を使った対処
⑦ 接触確認ソフ（COCOA など）利用の呼びかけ	○ 公式サイト、SNS の活用 ○ 来場時の声かけ、貼り紙（2 次元バーコード提供を含む） ○ 場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ
⑧ 混雑状況への対応	○ 飲食売店・グッズ売店・トイレ等の稼働及び混雑状況に応じ、空いている箇所への適切な誘導
⑨ その他	○ 場内に協力呼びかけの案内を多数設ける。スタッフからの声掛けも増やす ○ SNS を活用して、密を避けるよう呼びかける ○ 試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有 ○ 使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする ○ ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする ○ 手指消毒の設置増 ○ スタッフの配置を決めて、試合前から巡回

(3) 待機場所に関する補足基準

- 待機場所は人と人とが触れ合わない距離の確保が求められる。
- 特に、収容率が 50%を超える場合、スタジアムの構造上ハーフタイム等の一部のトイレや売店等で混雑が想定される。その場合にも感染リスクを抑えるための補足基準を設定する。

補足基準

① マスク着用を周知する

② 会話を控えることを周知する

③ 待機列と通行帯の間を 50 ㎝以上離す

④ 同一方向を向くよう区画整理し、会話を誘発させない

⑤ 明確な区画整理もしくは整理員の配置

XI. J リーグ定期検査

（2022 年 7 月 19 日改定）

I. 定期検査の実施

27. 導入の目的

(1) チーム内の陽性者（疑い者）をより迅速に把握し、チーム内の感染拡大を防止する

(2) クラスター発生による試合中止やチーム活動の停止となるリスクを低減する

28. 定期検査とは

(1) J リーグが定める検査頻度に基づき、クラブあるいは審判員等自ら実施する検査をいう

(2) 検査手法は、抗原定性検査とする。定期検査以外で自主検査を実施する場合は、自クラブ手配の抗原定性検査キットを用いることもできる。その場合は、対外診断用医薬品として厚生労働省が承認した検査キットを用いることを推奨する
（厚労省：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品・検査キットの承認情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）

29. 検査の対象者

(1) クラブは J リーグ公式試合で競技する者を中心に検査を行う

- 選手
- チームスタッフ
- 審判員
- その他

(2) 公式試合を含むチーム活動へ参加する者は J リーグ定期検査を受け陰性判定を受けた者とする。ただしチームドクターは任意とする

(3) J リーグは J クラブに対し 1 回の検査毎に 60 人分の抗原定性検査キットを提供する

- 検査対象者はクラブが決定する
- 提供数以上の検査を実施する場合はクラブ負担で追加購入することができる

(4) 下記の場合は定期検査の対象から外してよい

- シーズンオフ期間中
- 陽性者、濃厚接触者、濃厚接触疑い者として隔離期間にある者
- AFC チャンピオンズリーグ、FIFA クラブワールドカップ等で国際競技会に参加する、

もしくは代表活動のためにチームを離れるなどして、他の競技会の検査を実施する者は、各試合のための検査が終了するまでの期間

- チーム全体で活動停止期間中
- その他事由でチーム活動を離脱し、チームと一切接触のない者（入院中、帰国中など）
- その他、活動中にないと客観的に認められる場合

30. 検査日
    (1) チーム始動時からシーズン終了まで
    (2) 検査回数は、週 2 回の場合は、原則として毎週月~水曜日と木曜日～日曜日に、週 1 回の場合は、原則として毎週月~水曜日に、それぞれ 1 回ずつ検査を実施する。各人はそれぞれの期間内に検査をすれば、全員が同じ日に実施する必要はない
    (3) 検査回数は、別途 J リーグの通知に従う
    (4) 試合当日スクリーニング検査の対象期間では「IV.試合当日スクリーニング検査」に基づき対象となる場合に検査を実施する（2022 年 7 月 15 日に再導入を通知）
    (5) 審判員は、シーズン開幕前よりシーズン終了までの間、原則として毎週水～金曜日に 1 回検査を実施する
    (6) 陽性判定となった場合は、プロトコル 1「陽性判定への対応」に準じチームに対し自主的なスクリーニング検査を推奨する

（参考）定期検査を週 1 回とした場合、原則として毎週月~水曜日に実施する補足説明

- オミクロン株流行時に、複数名の陽性者が発生し試合の中止に至った事例において、保健所の調査で特に指摘されたのが「ビジターへの長時間の移動中の行動」、「更衣室でのマスクなし会話」、「複数名での会食」の 3 つでした。
- オミクロン株は、罹患から発症までの中央値が約 3 日であるため、想定するリスク行動から検査する日までの間隔が空いてしまうと、チーム内に感染者が広がってしまう可能性が高まります。
- そこで、試合中止のリスクを最小限にするために、万が一、リスク行動があった場合の 3 日目前後の検査が効果的であろうという仮説から、試合開催日が集中する週末後の月曜日～水曜日にて、定期的なスクリーニング検査を設定しています。

II. 検査結果の取り扱い

31. 検査結果
    (1) 各クラブは定期検査の実施状況を J リーグへ報告し、検査結果は各クラブと J リーグで共有する

(2) Ｊリーグによる定期検査結果の発表は、プロトコル2に定める

(3) 定期検査の結果が「陽性」となった場合の対応は、プロトコル1（有事対応）に定める

III. 検査の手順・管理

32. 実施手順

(1) 付属資料「新型コロナウイルス感染症 検査手順書」に定める方法によって実施する

(2) Ｊリーグは上記(1)の資料を変更する場合、速やかにクラブへ周知する

33. 検査キットの管理

(1) クラブは、定期検査に使用する検査キットが不足しないよう管理を徹底する

(2) クラブは、定期検査が必要な時に実施できるよう、常に必要十分な量の検査キットを携行または各人に配布しなければならない

(3) Jリーグが定期検査用に配布した検査キットは他の用途で無断で使用してはならない

IV. 試合当日スクリーニング検査

34. 導入の目的

試合の直前に感染の可能性がある症状が出た場合を対象に、速やかにエントリー予定者に対して公式試合の当日に検査を行い、判定結果を参考に、感染の可能性がある者を特定し、試合開始前に適切な隔離措置を行うことで、感染の拡大を抑えながら安定的に試合を開催することを目的とする

35. 検査の位置づけ

- 「Ｉ.定期検査の実施 29.定期検査とは」に準じクラブ自ら実施する検査の一環として実施

36. 導入の決定と通知

- Ｊリーグは、全国的な感染拡大を伴うクラブ関係者の陽性事例の増加等の公式試合の安定開催への影響を踏まえ、試合当日に行うスクリーニング検査の時限的導入が必要と判断した場合、専門家チームに導入の妥当性を確認し、実施期間を含む導入を決定する
- Ｊリーグは、試合当日スクリーニング検査の導入が決議され次第、速やかにコロナ担当へ実施期間とともに通知する
- 特段の定めのない限り、実施期間を終えた時点で終了する
- 定期検査が安定的に実施できることを導入の条件とする
- 実施期間の終了後、再び導入する場合は、上記の手続きを行う

37. 検査実施の基準

(1) 試合前日からキックオフの3.5時間前までに、Ｊリーグ規約第47条①と③に定める選手・スタッフ（ドクターを除く、ベンチ入りの可能性のあるスタッフ）に新たに陽性者、もしく

は陽性が疑わしい者（※）が 1 名以上出た場合

※ 陽性が疑わしい者：かかりつけ医もしくはチームドクターの診断で決定

(2) ただし、(1)で新たに陽性（疑い）となった者がチーム活動から 3 日以上離れている場合を除く。チーム活動を離脱した日を 0 日目とする。

- 例えば、代表活動、入院、日本への入国前、陽性や濃厚接触者となって既に隔離されている場合などを想定
- チーム活動から離れて 2 日以内に陽性（疑い）となった場合は、潜伏期間を考慮すると他のメンバーへ感染している可能性が否定できないことから、(1)にならい当日スクリーニング検査を行う

38. 受検の対象者

Ｊリーグ規約第 47 条①と③に定める選手・スタッフのうち直近の試合でエントリーの可能性のある者

39. 受検のタイミング

- 試合当日、チームが集合する前を原則とする
- チームが集合したあとで陽性（疑い）が判明した場合は、実施可能なタイミングで速やかに実施する
- チームが前日に移動する場合、移動前に陽性（疑い）が出た際は、移動日の検査は自主検査、もしくは定期検査が未受検の場合は週 2 回行う定期検査のいずれかをあて、試合日にさらに「試合当日スクリーニング検査」を実施する

40. キットの手配

- 試合当日スクリーニング検査 1 回につき 25 キット分を定期検査 2 回分とは別に J リーグが負担する
- 定期検査で配布されたキットから使用し、 J リーグに所定の方法で申告する

41. 実施報告

- （受検決定時）試合当日のスクリーニング検査の実施が決定した場合、速やかに所定の方法で J リーグならびに対戦クラブへ連絡する
- （受検後）週 2 回の定期検査と同様の方法で J リーグへ実施報告を行う

42. 上記の定めにない内容は「XI. J リーグ定期検査Ⅰ～Ⅲ」に準ずる

XII. J リーグ公式検査およびオンサイト検査の中断

- 2021 シーズンをもって公式検査およびオンサイト検査を中断する
  公式検査の再開時には、2021 年 11 月 29 日付 J リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの記載内容に基づき見直しの要否を検討する

XIII. 国外競技会への出場に伴う対応

43. AFC Champions League（ACL）出場クラブは、別途 J リーグの定める措置を遵守する

XIV.シーズン始動時の留意点

44. クラブは、シーズン終了とともに別途通達される「シーズン始動にあたっての留意事項」を遵守のうえ、チーム活動を始動する

45. チーム始動から開幕までのトレーニング
    - これまでの経験・知見を活かし、感染防止策を徹底しながらトレーニング・チーム活動を行う
    - チーム始動時より定期検査を開始する

46. キャンプ地の自治体・医療機関との連携
    - キャンプ地の自治体と連携し、緊急時の医療機関が確保できる体制を整える

47. キャンプ期間中の活動
    - キャンプ地における感染対策や観客を入れた対応は各キャンプ地自治体の方針に従う

48. プレシーズンマッチ
    - プレシーズンマッチを実施する場合は「2022 J リーグプレシーズンマッチ実施要項」ならびに「シーズン始動にあたっての留意事項」の記載内容に準拠する

XV. 新規入国に伴う対応

49. 別途クラブへの通達を遵守する

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 4 ： サッカーのトレーニング

XVI. トレーニング再開のフェーズ

50. トレーニングを 4 つのフェーズに分けます
    - ①個人（在宅）、②個人（練習場）、③グループ、身体接触なし、④チーム及び TR マッチ

51. トレーニングのフェーズ選択は、各クラブにお任せします。地域の感染状況を考慮し、安全に十分に配慮した活動を行ってください
    - 感染状況が悪化した際は、より厳しいフェーズに後退することも想定しております
    - 選手、チームスタッフ、及び家族・同居者の健康モニタリングは、毎日欠かさず行ってください。行動記録も毎日作成し、モニタリングしてください
    - チームトレーニングを再開する際は、J リーグにご報告ください
    - フェーズ 4-②は J リーグで決定します。2020 年 9 月 24 日より適用します。

52. 公式試合再開日を 4～5 週間前に発表することで、地域差によるトレーニング進度の違いを緩和します

53. フェーズ 1： 在宅での個人トレーニング

TR 内容	• 選手、監督・コーチが在宅のままトレーニングする • ビデオを使っての遠隔トレーニングも想定される
条件	• 緊急事態宣言等で、外出自粛が要請されている • 選手本人が隔離を必要とする

54. フェーズ 2： 練習場での個人トレーニング

TR 内容	• クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング • 人と人の接触を最小限に保つ。クラブハウスは使用しない
条件	• 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている

55. フェーズ 3： グループ分けしてのトレーニング

TR 内容	• クラブの練習場で、少人数（5～8 人程度）のグループに分かれてトレーニング • グループは同じ選手で構成する。感染者が出たときの影響範囲を限定するため

	• 練習時間を分けるなどして、グループ同士の接触を最小限に保つ • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	• 国による緊急事態宣言が解除されている • 選手及びチームスタッフの直近14日間の体調や行動について、下記のように確認できること (1) 体調記録で確認 ① 新型コロナウイルス感染を疑う症状がない ② 家族・同居者に、新型コロナウイルス感染を疑う症状がない (2) 行動記録で確認 ① クラブの活動区域外への移動がない ② 家族・同居者に、クラブの活動区域外への移動がない ③ 新型コロナウイルス患者との濃厚接触がない

56. フェーズ4：チームトレーニング

フェーズ4のトレーニングに入る際は、Ｊリーグまでご一報ください。

TR内容	• チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ • トレーニングマッチの相手はJクラブに限定される ➢ シーズン再開後もJクラブに限定される ➢ 高校生、大学生等の練習生参加も、当分見合わせる • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	• フェーズ2又は3の開始日から14日以上経過し、チームの感染状況が悪化していないことを確認できる • 地域の感染状況が悪化していないことを確認できる

57. フェーズ4 - ②：チームトレーニング（交流期）

2020年9月24日より適用

TR内容	• チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ • トレーニングマッチの相手チームが十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する ➢ 毎日定時の検温と記録・管理。行動記録の作成・管理。感染可能性が高い場所・状況を回避するよう指導している • 高校生、大学生等の練習生が参加する場合、十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する

	• コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う

XVII. トレーニング時の留意点

58. 選手の参加義務

(1) フェーズ 3 以降のトレーニングで感染してしまうリスクをゼロにすることは、残念ながらできません

(2) クラブには、フェーズ 3 以降のトレーニングに伴うリスクとその対処法を十分に選手に説明し、トレーニング参加への同意を得ることが求められます

- 一人一人の選手との対話、全体でのビデオミーティングなど
- 安全のために個人トレーニングを選択する、といったかたちで選手の意志を尊重してください

59. アカデミー選手

下記の条件をすべて満たしたアカデミー選手だけがトップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、アカデミー選手以外の参加も可能）

(1) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、7 日以上連続で実施している

(2) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手及び保護者に説明し、了解を得ていること

60. 特別指定選手

クラブに所属していない選手は、下記の条件をすべて満たした場合に限り、トップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、特別指定選手以外の参加も可能）

(1) 『特別指定選手の活動に関する覚書（契約内定選手）』を締結している

(2) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、7 日以上連続で実施している

(3) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること

61. トレーニング全体を通じて注意すること

(1) 人と人の接触を減らす

- 同じ時刻に練習場に来る人数を減らす
- 同時に同じ部屋にいる人数を減らす
- 選手とスタッフの動線を分ける

(2) 全員が感染防止マナーを守る

- 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）
- 咳エチケット（マスク着用を含む）
- 手洗い、手指消毒
- 不用意に自分の顔、とくに目・鼻・口などの粘膜、に触れない
- 頻繁な握手、ハイタッチ、抱擁、グラウンド上で唾や痰やうがいしたものを吐く行為も感染リスクにつながる

62. 練習場への入場

(1) 到着時に体温チェックし、37.5 度以上の者、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合などは、帰宅させる

- 家族・同居人の健康状態にも留意（プロトコル 1 を参照）

(2) クラブ施設への入場者をコントロールする

63. 練習場での取材

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間に取材を認める場合、下記のような厳格な感染対策をとる

- 常時マスクを着用する
- 選手・チームスタッフと、報道関係者の動線を分ける
- オンライン取材や取材場所を屋外などに限定し、常に身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる
- 入場前に体温測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合などは、練習場から退去していただく
- 取材者とその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常）を起こしていないことを、宣誓する
- 緊急時の連絡先をご提出いただく

64. ファン・サポーターへの練習の公開

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間は、非公開とする

(2) 以下に該当する場合、見学を見送るようクラブは予め周知する

- 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合

65. クラブハウスの使用

(1) クラブハウスの使用はフェーズ 3（グループ練習）以降とする

(2) クラブハウス内の動線を工夫して、人と人の接触を減らす工夫をする

66. マスク等の着用

下表の方針に基づき、各自が予防行動を行う

マスクなしの場合	距離(2m 目安)をとるか、会話を制限
距離なしの場合 （2m 未満目安）	マスクをつけるか、会話を制限
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限
換気の悪い場所	マスクを着用

67. 手指消毒の設置

(1) 練習場の入口に設置する

(2) クラブハウスを使用する場合、諸室にそれぞれ設置する

(3) ピッチ上にも手指消毒ポイントを設ける

68. 選手の着替え、洗濯（状況に応じて感染リスクに対応する）

(1) ドイツ等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、そのまま帰宅する。洗濯は各自が行う

(2) イングランド等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、翌日の練習着を受け取って帰宅する。帰宅後、汚れたウエアを袋に入れ、翌日の練習場で洗濯に出す（洗濯係がウエ

アに直接触れない）

(3) 雨天時等の練習後の着替え、自家用車内等を許容

(4) ウイルスは洗剤によって除菌（ウイルス）されます

69. 練習場のシャワー

(1) フェーズ 2 では、練習場のシャワーは使用しない

(2) フェーズ 3 以降、感染防止に留意しながら使用する

- 一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(3) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。

参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(4) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

70. 練習前後のミーティング

(1) 室内で実施する場合、窓を開けるか、空調設備による部屋の換気を行う

(2) 室内で実施する場合、会話を伴う場合は予めマスクを着用する。マスクを外した状態で会話しない

(3) 屋外で実施する場合、近距離（目安 2m 未満）で話す場合は、監督・コーチなど話し手はマスクを着用する

71. 練習場での選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーの選手対応はフェーズ 2 からとする

(2) 室内を混雑させないよう留意する

(3) 換気を行う

(4) 順番が来るまで室内に立ち入らない

(5) 飲食は控える

(6) トレーナーは、不織布マスク着用・手指や器具の消毒・定期的なタオル交換などの標準予防策をとる

- 手指衛生は 1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）が望ましい

- 手袋は、適切な交換がなされない場合、却って感染リスクが高まることに留意する

(7) 被施術者も不織布マスクを着用し、入室前に手指衛生を施す

(8) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

72. ジムの使用（フェーズ 3 以降）

(1) 原則マスクを着用し、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(2) 器具は使用のたびに消毒する

(3) マスクを外す場合は 2m 以上の身体的距離をとるか、会話をしない

(4) 参考『2021 年 12 月 1 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン P12～トレーニングジム』

73. グループ・トレーニングの設計

(1) 5～10 人程度のグループに分かれてトレーニングする

(2) 練習時間をずらし、別グループとの接触を避ける

(3) グループはいつも同じとする（濃厚接触者数を減らす）

【参考：英国の基準『小グループによるトレーニングの再開』】

- トレーニング時間
  - 15 分：トレーニングの準備。できるだけ屋外で。ジムやスタジオの使用時は、身体的距離を保つ
  - 75 分：小グループでのトレーニング
  - 15 分：リカバリー
- ピッチエリア
  - ピッチ上でも身体的距離を保つ
  - グループは最大選手 5 人（FP4 人、GK1 人）、コーチ 3 人
  - GPS ユニットをはじめとする用具は事前にセットされている。1 グループのトレーニングが終わる毎に消毒する
- 小グループでのトレーニング
  - 人と人の間に、2m の距離を保つ
  - ボールと用具の数は、最小限に

- 禁止される行為の例：タックル、対面する動作、狭いエリアで混雑するトレーニング
- 推奨される行為の例：対面しないテクニカルな動作（すなわちパス、シュート、クロスとシュートなど）、対面しないコンディショニング

- ポスト・トレーニング
  - 小グループト・レーニングの終わりに選手は着用してきた衣類を集める。GPS ユニットは自分で外す。予め決められた場所に置く
  - GPS ユニットを扱うスタッフは PPE を装着し、次の選手に渡す前に消毒する
  - スタッフはセッション毎に消毒を行う：コーナーフラッグ、コーン、ゴールポスト、用具、ピッチ、GPS ユニット、ボール、グローブ、ブーツ

74. ピッチ上での対人接触回避

(1) フェーズ 3 までは、身体接触のない、選手間の距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとるトレーニング計画とする

(2) 不用意に自らの顔（とくに目・鼻・口といった粘膜部）に触れることを避ける

【参考：スペインラリーガのトレーニング再開プロトコル】

「6.フェーズ 3 グループ・トレーニング・セッション

6.6) フィールド上でのエクササイズ」より p.17

- フィールド上でのトレーニングセッションは、コーチングスタッフのメンバーによって準備され監督される
- 一般的な推奨として、感染危険性を減らすため、身体的距離ガイダンスに従わなければならない

75. 練習時の飲水、暑熱対策

(1) 一人一人の専用容器から飲水する

- 使い終わった容器は破棄する（紙コップやペットボトルを使用した場合）
- 飲水ボトル共用の場合、たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

76. 練習場での食事
   (1) 食事を提供したい場合、選手の席は 1.5～2m の距離をあけるかパーテーションを置き、黙食とする
   (2) 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
   (3) ビュッフェ形式の場合、大皿に唾液が飛ぶようなな会話などないよう留意する
   (4) 十分に健康管理しているスタッフが専任で食事を取り分ける方式も許容される
   (5) 料理に覆いがあるとなお望ましい
   (6) 食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用する。たとえば入室し、食事を受け取り、着席するまでの間も、マスクを着用する

J.LEAGUE

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 5 ： チームの移動、宿泊

XVIII. チームの都市間移動

77. 都道府県をまたぐ移動

令和 3 年 11 月 18 日付の政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大期における都市間をまたぐ移動は、ワクチン接種や検査の陰性を確認するなどで、一律での往来自粛の制限は緩和された。よって、Ｊリーグにおいても都道府県をまたぐ移動に特段の制限を設けないが、感染拡大期に政府方針に変更が生じた場合は、改めて制限が追加される場合がある

78. 飛行機、新幹線

(1) 考え方

- Ｊリーグのチームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動は安全性が高いと言える

(2) 航空機内は、空気が約 3 分ですべて入れ替わる換気のよい空間。また当面、機内での距離をとった運用になるとされる

- 新型コロナウイルスに関する JAL グループの対応
- ANA の取り組み

(3) 新幹線の車内も、6～8 分ですべての空気が入れ替わる

- JR 東日本「新幹線・在来線特急車両の車内空気循環について」

79. バスによる長距離移動

(1) バス会社への事前の依頼事項

- 運転手の体調管理。マスク、手指衛生

(2) バス車内での身体的距離

- 欧州ではバス内の人数を減らすため、複数台での移動を義務づけています（1 台 25 人まで等）。とくにバス移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、ご検討ください

(3) その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用する
- 窓を開けて、換気する。1 時間につき 3 回の換気が推奨される
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に資する行動をとってくださ

い

80. 移動中の食事

(1)感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される

理由は、

・電車又はバスの車内は手狭

・食事の際、マスクを外すことになる

(2)移動中に食事をとらざるを得ない場合、感染防止に十分配慮する

例えば、

・車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない

・車内の換気に留意する

・食事をする者以外は、マスクをする

・食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）

・食事は、できるだけ短時間で済ませる

XIX.チームの宿泊

81. 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫する

(1) 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する

(2) チーム専用の入り口、動線、エレベーター等を設置できないか、検討する

- 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することでの“専有化”も検討

(3) 食事会場はチーム専用が望ましく、難しい場合も会場の一角を専用化するなど、常時 2m 以上離れる

(4) 連泊する場合の客室の清掃

- チームの不在時に清掃する。または、清掃しないことも選択肢となる

82. 手指消毒液の設置

(1) チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する

- 食事会場
- マッサージルーム
- ミーティングルーム
- 廊下（フロア等を専有する場合）

- 自室
- その他

83. チームの行動規範
    (1) 自室以外ではマスクを着用する
    (2) エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れた場合は必ず手指衛生を施す
    (3) ホテルで専用になっていないサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

84. 部屋割り
    (1) 原則、一人一部屋とし、部屋間の往来を禁止する。但し、下記を満足する場合、二人部屋が許容される
    - 十分な広さのツインルームであること
    - 同室者が体調不良となったとき速やかに隔離措置がとれること
    - 但し、同室者が万一陽性となった場合、濃厚接触者として指定される可能性が高まることを十分理解する

    (2) 部屋の換気を良くする。室内の湿度として 50～60%が推奨される

85. マッサージルーム
    (1) 室内を混雑させないよう留意する。また換気を良くする
    (2) 順番が来るまで室内に立ち入らないようにする
    (3) 飲食は控える
    (4) 被施術者も不織布マスクを着用し、入室前に手指衛生を施し感染を予防する
    (5) トレーナーは、不織布マスク・手袋・手指や器具消毒・定期的なタオル交換などの標準予防策をとる
        - 手指衛生は 1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行う
        - 手袋は、適切な交換がなされない場合、却って感染リスクが高まることに留意する

86. 食事
    (1) 食事を提供したい場合、選手の席は 1.5～2m の距離をあけるかパーテーションを置き、黙食とする
    (2) 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
    (3) ビュッフェ形式の場合、大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう留意する
    (4) 十分に健康管理しているスタッフが専任で食事を取り分ける方式も許容される

(5) 料理に覆いがあるとなお望ましい
(6) 食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用する。たとえば入室し、食事を受け取り、着席するまでの間も、マスクを着用する

87. ミーティング
(1) 室内で実施する場合、窓を開けるか、空調設備による部屋の換気を行う
(2) 室内で実施する場合、会話を伴う場合は予めマスクを着用する。マスクを外した状態で会話しない

XX. スタジアムへの移動

88. スタジアムへの到着
(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する（Ｊリーグ規約の遵守事項）
(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前にＪリーグに報告する
89. バス利用に際して
(1) マスクを着用する
(2) 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗することが望ましい
(3) 1 席空けでの着席が望ましい
(4) 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 6 ： 無観客での試合開催

XXI.スタジアムのゾーニング

90. 目的
    (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
    (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
    (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

91. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う
    (1) ゾーン 1：競技関連
        - ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
        - 選手入場口
        - 選手及び審判員の更衣室
    (2) ゾーン 2：運営・メディア関連
        - 運営諸室
        - 記者席を含むスタンド
    (3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）

92. ゾーン毎の来場者と、来場人数
    来場者は最小限となるよう努める

93. 来場をご遠慮いただく方
    (1) ファン・サポーター
    (2) 来賓
    (3) パートナー/スポンサー企業（ただし、「141.ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出」に定めるイベントの関係者は除く）
    (4) 選手、関係者の家族
    (5) 選手仲介人・代理人、マネジメント
    (6) サプライヤー
    (7) 他クラブのスカウティングスタッフ
    (8) その他、上記のゾーン別計画に規定されていない人

- 但し、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

94. JFA、47FA、Ｊリーグ関係者
    (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブとＪリーグに届け出ることとする
    (2) JFA、Ｊリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブとＪリーグに届け出ることとする
    (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

95. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる
    (1) 来場時刻を記録する
    (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXII. 会場運営

96. 来場者全員に求められること
    (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
        - 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
        - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
        - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
    (2) 握手、抱擁などは行わない
    (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
    (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）
    (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

97. 衛生担当者の設置
    (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
        - プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

98. スタジアムの衛生管理

(1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する

(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する

(3) 更衣室は、チーム到着前と試合の前半中に消毒する

- ただし、チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい

(4) 屋内諸室は定期的な換気を行う。機械換気による常時換気又は窓開け換気が望ましい

（参考）基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、 施設の使用制限等に係る留意事項等について（2022 年 7 月 15 日付政府事務連絡 抜粋）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

イベント開催等における必要な感染防止策

- 必要な換気量（一人当たり換気量 30m3/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安とする。二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的である
- 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、 2 方向の窓開けが望ましい
- 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は 40-70%

99. スタジアムへの入退場の管理

(1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う

- 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している

(2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、入場をお断りする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場をお断りする。

- 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する

(3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する

(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする

- 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う

(5) 来場者が接触確認ソフト COCOA や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する

- 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく

(6) すべての入口に手指消毒液を設置する

100. ゾーン毎の動線管理

(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する

(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

101. エアコン、ミストファン

(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する

(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

102. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用

(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する

- 操作室では必ずマスクを着用する

(2) Ｊリーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める告知の実施については、クラブが判断してよい。但しクラブのパートナーを告知する場合、2021 J リーグパートナー紹介 VTR を告知することとする

103. 喫煙所は設置しない

104. スタジアム内外の掲出及び装飾

(1) ホームクラブが管理するものに限り、スタジアム内外に掲出できることとする

- スポンサー看板、バナー等は掲出可能。スタンド内への広告掲出も可能
- 「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能
- 掲出、設置等の作業は、クラブスタッフが実施すること

(2) ホームクラブがクラブハウスやスタジアム、倉庫などで管理している横断幕については、掲出可とする。ただし、サポーターがスタジアムやクラブハウスに直接持ち込み、受け渡すことは不可とする。掲出・設置等の作業はクラブスタッフが実施すること

XXIII. メディア及び中継制作・送信

105. 来場者全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

(2) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
(3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
(4) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
(5) 握手、抱擁などは行わない
(6) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(7) マスクを着用する
(8) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

106. J リーグ試合取材における必須事項

(1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと J リーグに申請する
(2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする
(3) 取材活動が許可されたメディアは、J リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。（または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う）
(4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、取材活動をお断りする。

107. スタジアム内の対応について

(1) スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする。
  - 記者／フォトグラファー／TV クルー（試合開始 60 分前～）
(2) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。
(3) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。

108. 記者席での取材活動について

(1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔を最低 1 席あけて着席することとする。また J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。

109. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について

(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、J クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。

(2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（J リーグおよび J クラブ）のみ撮影を許可する。

(3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

110. 試合終了後の対応について

(1) 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。

111. 中継制作・送信のスタッフ

(1) J リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、 J リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。

(2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、入場不可とする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場不可とする。

(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。

(4) ゾーン 1 にアクセスできるスタッフを制限する。

112. 中継体制と撮影について

(1) 感染・拡散防止策として J リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、 J リーグ・当該クラブは把握をする。

(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、 J リーグ・ホームクラブへ申請をする。カメラの設置場所は J リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。

(3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。

(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は J リーグ公式のみ可能とする。

(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。

(6) インタビューは対象者から 2 メートル離れて撮影をする。
(7) インタビューは J リーグ公式のみ実施可能とする。

XXIV. チーム、審判員、及び競技

113. スタジアムへの到着

(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に J リーグに報告する
(3) バス利用に際して、以下の点に留意する
    - マスクを着用する
    - 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する
    - 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される
(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

114. 試合当日の体温測定

(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する
(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する
(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する
(4) 37.5 度以上の者、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する
    - スタジアムに来場しない
    - タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
    - クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
    - 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
    - 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

115. チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない
(3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）
(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
(6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
- 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

116. 更衣室（チーム及び審判）

(4) 更衣室内でも身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等）
- 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

(5) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分）
(6) 更衣室内では、必ずマスクを着用する
(7) タオル、飲水ボトル等を共用しない
(8) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(9) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。
参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(10) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

117. 選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応

(2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
(3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

118. 競技用具、備品の消毒
(1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
(2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

119. ボールパーソン、担架要員
(1) 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、できるだけホームクラブ職員が担当する
(2) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
- 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

120. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない

121. 競技規則、試合実施要項等の適用
(1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
(2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

122. 試合開始前のウォームアップ
(1) 室内練習場の使用
- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 換気に留意する

(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
- 原則マスクを着用し、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- 器具は使用のたびに消毒する
- マスクを外す場合は 2m 以上の身体的距離をとるか、会話をしない
- 参考『2021 年 12 月 1 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン P12～トレーニング

ジム』

(3) ピッチ上でのウォームアップ
- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 審判員はマスクをしなくてよい

123. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

124. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

(1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する
(2) 入場前は身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する
(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない
(4) 握手セレモニー、ペナント交換、来賓などによるキックオフセレモニーは行わない。選手や審判員の表彰は認められるが、家族の来場は控える
(5) セレモニー等を実施する場合は、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分配慮すること
(6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。
(7) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする
(8) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

125. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
(2) 下記のような演出は容認される
- 演出時にスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影する
- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる
- 出場達成（例:200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は控える。
- スポンサー関連のイベントは、既に予定されているアクティビティに限り実施を認めるが、極力、スポンサーをはじめ外部から新たな来場を伴わない形で実施する。

- 前項のスポンサー関連のイベントを実施する場合も、身体的距離を保ち十分な感染対策のもと実施すること。また、その後の試合観戦ができないことにも留意すること。

126. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る

(2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機

(3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

(4) 不要な会話・接触は控える

(5) 指笛は控える

(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

127. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

- たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

128. ゴールセレブレーション

(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

129. ハーフタイム

(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する

(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

(3) ボールを消毒する

130. 試合終了時のセレモニー

(1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。但し、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する

(2) チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、身体的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない

131. ドーピングコントロール

(1) ドーピング検査員について

- ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする
- JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。

(2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する。

- 現在医療の現場で仕事をしている検査員
- 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員
- 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員
- 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化）
- 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員
- 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員

(3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。

(4) 検査当日の徹底事項

- 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
- 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
- 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
- 換気することが可能な場所においては、換気を行う
- 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト
「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXV. スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

132. ファン・サポーターへの事前のご案内
(1) 無観客試合は、新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除していく過程で採用される試合方式です
(2) Ｊリーグ試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です
(3) 無観客試合の際、ファン・サポーターの皆さまが三つの密をつくってしまうおそれがないことを示していただくことで、すみやかに次のステップに進むことが出来ます
(4) どうぞご協力をお願いします
- スタジアムまたはその周辺に来場しない
- 家にとどまって、モバイル機器、テレビを通じて応援する
- 友人と一緒にテレビ観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして、身体的距離を確保する

(5) 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられます

133. 無観客試合では、パブリックビューイングは禁止される

XXVI. 試合会場の設営、撤去

134. 衛生担当者
(1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする

135. 参加者全員に求められること
(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない
(3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(4) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
(5) マスクを着用する
(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２ｍ以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

136. 試合日以外に設営作業を行う場合

(1) 作業開始前に体温を測定する。37.5 度以上の方、また 37.5 度未満でも、症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない
(2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
  - 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
(3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する
  - 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい
(4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

137. 撤収作業

(1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する
(2) 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
プロトコル 7 ： 制限付きの試合開催

XXVII. 制限の考え方

138. 各プロトコルの運用

(1) プロトコル 6（無観客での試合開催）とプロトコル 7（制限付きの試合開催）の適用基準は下表のとおり

試合開催区域のステージ	緊急事態宣言		まん延防止等重点措置	経過措置	その他の区域
プロトコル	無観客 プロトコル 6	有観客 プロトコル 7			
適用基準	変更なし	**レベル 2**		**レベル 1**	
		・ 緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の区域 ・ 従来の「厳戒体制」と同等の規制レベル		・ 経過措置もしくはその他の区域 ・ 従来の「厳戒体制」からより通常開催に近づける運用へ見直し	

(2) 各試合においてレベル 2、レベル 1 のどちらを適用するかは、上記(1)の適用基準に基づき、主管クラブが試合会場の感染状況や自治体の要請状況などを踏まえて判断する。

(3) 原則として以下 8 つのプロトコル統一で同じレベルを適用する

- チケッティング
- スタジアムのゾーニング
- 会場運営
- メディア及び中継制作・伝送
- 来賓対応
- チーム、審判員、及び競技
- ファン・サポーター
- 試合会場の設営、撤去

(4) 2022 シーズンより超厳戒体制、・厳戒体制の名称は使用しない

139. イベント制限の考え方と手続き（2022 年 1 月 24 日時点）

● Ｊリーグの対応方針

ステップ	ホーム	人数上限 ※1	ビジター席 ※5	キックオフ時刻	食事提供	アルコール提供
1	緊急事態	上限1万人 ※2 検査実施の場合 収容定員まで	原則設置	制限なし	可	可
2	まん延 防止措置	収容定員まで				
3	経過措置	収容定員まで				
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	収容定員まで				

※1 全てのステップでクラブは主管試合における安全計画（もしくはチェックリスト）を自治体へ提出しなければならない
※2 令和4年1月19日の政府通知で「ワクチン・検査パッケージ」が一時停止し、上限を上回る人数を対象とした「検査実施」が新たな条件となった
※3 自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則要請に従うものとする
※4 政府方針の更新に伴いＪリーグの対応方針が変更される場合がある
※ 5 ビジター席は原則3%以上設置する。ただし、自治体からビジター席設置の明確な自粛要請が出ている場合を除く。

(1) Ｊリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

プロトコル 3　28.参照

(2) 段階的な緩和の手続き

主管クラブは緩和に際し予め自治体や対戦クラブ等と緊密に連携すること

(3) 営業時間、アルコール販売等

① 自治体の要請に基づき営業時間や食事・アルコールの提供に関する具体的な制限が加わる場合は要請に従うこと

140. 声出し応援席の設定

(1) 2022 年 8 月 14 日をもって運営検証を終了する。8 月 15 日以降、クラブは、主管試合において観戦席の一部もしくはすべてで声出し応援席を設けることができる。声出し応援席を設ける場合、別途定める「声出し応援ガイドライン」に準拠し実施すること。

(2) 実施の際には自治体の確認のもとＪリーグが指定する方法にてリーグへ報告を行う。

(3) Ｊリーグは、政府の基本的対処方針に基づき、声出し応援席の導入や実施方法に変更の必要がある場合、速やかにクラブへ背景事情とともに通達する。クラブはリーグの通達をもって声出し応援席ガイドラインの見直しがなされる可能性がある点を留意の上で導入を検討する。

※下線はレベル 2 とレベル 1 の差分

XXVIII. チケッティング

チケッティング	
レベル 2	レベル 1
政府方針に則り 2022 シーズン以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 1. 緊急事態宣言区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限 10,000 人とする 2. まん延防止等重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成もと、上限は入場可能数の 100%までとする。 3. ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は前項 1 や 2 を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする 4. 席割はクラブにて決定する 5. ビジター席は原則、設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）。 6. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Ｊリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子	政府方針に則り 2022 シーズン以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 1. 政府または都道府県が指定する安全計画の作成もと、上限は入場可能数の 100%までとする。 2. 席割はクラブにて決定する 3. 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする） 4. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、Ｊリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じるこ

席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、または検査実施やワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する	とを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、または検査実施やワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する

XXIX. スタジアムのゾーニング

スタジアムのゾーニング	
レベル 2	レベル 1
1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくす	1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくす

ることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する	ることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する
2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン1：競技関連 • ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） • 選手入場口 • 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン2：運営・メディア関連 • 運営諸室 • 記者席を含むスタンド (3) ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）	2. 3つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン1：競技関連 • ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） • 選手入場口 • 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン2：運営・メディア関連 • 運営諸室 • 記者席を含むスタンド (3) ゾーン3：スタジアム外縁（指定管理エリア）
3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2) 「ゾーン1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする	3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2) 「ゾーン1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする
4. JFA、47FA、Jリーグ関係者 (1) JFAの代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出ることとする (2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、	4. JFA、47FA、Jリーグ関係者 (1) JFAの代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の1週間前までに、ホームクラブとJリーグに届け出ることとする (2) JFA、Jリーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の1週間前までに、

ホームクラブとＪリーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 5. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	ホームクラブとＪリーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 5. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXX. 会場運営

会場運営

レベル 2	レベル 1
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とさ	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とさ

れている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) 以下の場合はマスク不要とすることも可能とする。 ① 呼吸器の疾患やアレルギーなどがあり着用自体が困難な場合。ただし、他の来場者との距離を空けるなどの次善策をとること。 ② 熱中症対策でマスクを外す場合。会話、歓声、発声を控え、咳エチケットに配慮する。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用する。 ③ 飲食する場合はマスクを外すが、マスクを外した状態で会話、歓声、発声はしない。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る • プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する 3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する	れている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) 以下の場合はマスク不要とすることも可能とする。 ① 呼吸器の疾患やアレルギーなどがあり着用自体が困難な場合。ただし、他の来場者との距離を空けるなどの次善策をとること。 ② 熱中症対策でマスクを外す場合。会話、歓声、発声を控え、咳エチケットに配慮する。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用する。 ③ 飲食する場合はマスクを外すが、マスクを外した状態で会話、歓声、発声はしない。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る • プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する 3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する

(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する • チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため 4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) 入場前に体温を測定する、もしくは体温測定器を設置する。37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可を伝える。 (2) 関係者に陽性者が発生した場合、必要な範囲へ連絡がとれるよう、来場状況を把握しておく (3) 来場者が接触確認ソフト COCOA や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する (4) 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく (5) すべての入口に手指消毒液を設置する (6) その他、主管クラブが主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する	(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する • チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため 4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) 入場前に体温を測定する、もしくは体温測定器を設置する。37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可を伝える。 (2) 関係者に陽性者が発生した場合、必要な範囲へ連絡がとれるよう、来場状況を把握しておく (3) 来場者が接触確認ソフト COCOA や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する (4) 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく (5) すべての入口に手指消毒液を設置する (6) その他、主管クラブが主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する

5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可とする • 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、定期的な手指衛生（消毒もしくは手洗い）を行いチケットもぎりの対応を行う（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証） (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する (6) お客様への配布物がある場合、定期的に手指消毒を施したスタッフが配布するなどして混雑や滞留を防ぐ (7) 警備スタッフ等から来場者へアナウンスする場合 • 密集する場所を避け、できるだけ来場者等から 2m 以上離れた場所で行う	5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合、入場不可とする • 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、定期的な手指衛生（消毒もしくは手洗い）を行いチケットもぎりの対応を行う（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証） (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する (6) お客様への配布物がある場合、定期的に手指消毒を施したスタッフが配布するなどして混雑や滞留を防ぐ (7) 警備スタッフ等から来場者へアナウンスする場合 • 密集する場所を避け、できるだけ来場者等から 2m 以上離れた場所で行う

• 2m 未満の距離から呼びかけを行う必要がある場合は、拡声器の利用など大声の発声によって飛沫が拡散しない工夫を行う (8) その他、主管クラブが主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する （削除）エアコン、ミストファン 6. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン１動線の独立性に留意する 7. 大型映像装置、場内放送の運用 (1) 操作室は定期的に換気され、使用者はマスクを着用する (2) Ｊリーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される 8. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、「131. イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する • 提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。	• 2m 未満の距離から呼びかけを行う必要がある場合は、拡声器の利用など大声の発声によって飛沫が拡散しない工夫を行う (8) その他、主管クラブが地域の感染状況などにより独自の感染対策を講じている場合、主管クラブは来場者へ周知のうえ、来場者はそれらを遵守する （削除）エアコン、ミストファン 6. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン１動線の独立性に留意する 7. 大型映像装置、場内放送の運用 (1) 操作室は定期的に換気され、使用者はマスクを着用する (2) Ｊリーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される 8. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、「131. イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する • 提供有無や提供方法は主管クラブ

・ 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。 (2) チケット販売所の設置は容認される (3) 販売員は、マスクを着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う (4) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの業種別ガイドラインや自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと 9. 場内／場外イベント （※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む） (1) イベントを開催する場合は、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングを実施する場合は、以下の点に留意すること ・ マスコットとお客様が触れ合うことが無いよう対策を行う ・ 来場者に対しては、着ぐるみに触れないように呼びかける。 ・ マスコットが来ることで密や滞留が生じないよう工夫する 10. 喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる (1) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) 飛沫拡散を防ぐため、大声や近距離での会話を控えることを周知する	が判断する。 ・ 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。 (2) チケット販売所の設置は容認される (3) 販売員は、マスクを着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う (4) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの業種別ガイドラインや自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと 9. 場内／場外イベント （※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む） (1) イベントを開催する場合は、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングを実施する場合は、以下の点に留意すること ・ マスコットとお客様が触れ合うことが無いよう対策を行う ・ 来場者に対しては、着ぐるみに触れないように呼びかける。 ・ マスコットが来ることで密や滞留が生じないよう工夫する 10. 喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる (1) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) 飛沫拡散を防ぐため、大声や近距離での会話を控えることを周知する

11. 退場時（ファン・サポーター向け） (1) 「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ	11. 退場時（ファン・サポーター向け） (1) 「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

J.LEAGUE

XXXI. メディア及び中継制作・伝送

メディア及び中継制作・送信

- クラブの皆様
  最終的な運用ルールは、本ガイドラインに加え、細則を定めた広報/中継制作プロトコルや、メディアと共有するメディアガイドに反映しますので必ずご確認ください
- 報道関係者の皆様
  ご取材いただく試合の取材要項に掲載された最新情報を必ず参照いただくようお願いします

レベル 2	レベル 1
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 • ただし、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 • ただし、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対

しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. Ｊリーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブとＪリーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、Ｊリーグメディアポータル上で主管クラブ（対象試合のホームクラブ）の発行する取材要項を必ず確認のうえ、感染対策に関する事前連絡がある場合、それらを遵守する。 (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (1) 控室の設置が認められる。 ただし、 • 座席間隔の制限が設けられる場合、控室の標準利用人数の上限の半分の人数までとし、1 席ずつ空ける	しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. Ｊリーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブとＪリーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、Ｊリーグメディアポータル上で主管クラブ（対象試合のホームクラブ）の発行する取材要項を必ず確認のうえ、感染対策に関する事前連絡がある場合、それらを遵守する。 (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (1) 控室の設置が認められる。 ただし、

• こまめな換気を行う • 必ずマスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 • 食事は控える	• こまめな換気を行う • 必ずマスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (2) 主管クラブの判断で控室内での食事を可とする場合、黙食の案内を必ずした上で、下記どちらかの対策を行う。ただし、飲料補給のみの場合は実施しなくともよい • 座席の間にパーテーションを立てる • 間隔を 2m 以上あける（条件を満たす食事エリアを別で設けることも一案である）
4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。 (2) 座席間隔の制限が設けられる場合は、記者席についても 1 席以上あけて着席することとする。 (3) J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置を把握する。	4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう (2) J クラブ広報担当者は各メディアの座席位置を把握する。
5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) 試合中のピッチレベルの撮影については、主管クラブが指定した両ゴール裏およびバックスタンドエリアのみとする。 (2) 座席間隔の制限が設けられる場合は、J クラブ広報担当者は撮影位置の間隔を最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。	5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) 試合中のピッチレベルの撮影については、主管クラブが指定した両ゴール裏およびバックスタンドエリアのみとする。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影は主管クラブが定めたルールに従い撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決めら

(3) 試合前の入場セレモニー等の撮影は主管クラブが定めたルールに従い撮影を許可する。 (4) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。	れた撮影位置からの移動は禁止する。
6. 試合終了後の対応について (1) 監督記者会見は原則対面とするが、WEB 取材も選択できる。主管クラブが感染状況やメディアの数、スタジアムや諸室の構造等を考慮して判断する。 (2) 選手の取材は、会見形式のみ対面取材を可とし、原則ミックスゾーンでの対応は行わない (3) ミックスゾーンの設置を希望する場合はＪリーグへご相談ください (4) 対面で実施する場合は下記の条件を満たすこと ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② 聞き手・話し手とも原則全員マスクを着用する ③ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1m、できる限り２m空ける ④ ただし聞き手との距離が 1m以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内）で実施する場合に限り、話し手は発話時マスクを外すことができる (5) 1m未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外	6. 試合終了後の対応について (1) 監督記者会見は原則対面で実施する。選手の取材について、ミックスゾーンの設置は、下記の条件が満たせない場合は、クラブの判断のもと会見形式で実施も可とする。 (2) 主管クラブは下記の条件を満たす取材環境を整備する ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② ミックスゾーンは混雑する動線を避け、屋外もしくは換気のよい場所で実施する ③ 聞き手・話し手とも原則全員マスクを着用する ④ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1m、できる限り２m空ける ⑤ ただし聞き手との距離が 1m以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内）で実施する場合に限り、話し手は発

した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所によって濃厚接触とみなされるリスクがある 7. 中継制作・伝送のスタッフ (1) Ｊリーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、健康管理・行動履歴等に関してＪリーグが指定する方法により提出する。別途定める「中継制作に関するプロトコル」に記載の条件を満たすスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用を必須とする。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (4) ゾーン１のみで業務にあたるスタッフを固定する。ただし、セッティングと撤収作業の目的で、選手やチーム関係者が退出したあと、主管クラブが認めた場合に限り、ゾーン２・３のスタッフがゾーン１へのアクセスを可能とする。その場合も、主管クラブの求めに応じ、ゾーン１へアクセスした者を報告できる状態にしておくこと 8. 中継体制と撮影について (1) 感染・拡散防止策としてＪリーグ公式スタッフ数の管理・制限を行う。すべてのライツホルダースタッフ数および	話時マスクを外すことができる (3) 1m未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所によって濃厚接触とみなされるリスクがある 7. 中継制作・伝送のスタッフ (1) Ｊリーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、健康管理・行動履歴等に関してＪリーグが指定する方法により提出する。別途定める「中継制作に関するプロトコル」に記載の条件を満たすスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用を必須とする。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (4) ゾーン１のみで業務にあたるスタッフを固定する。ただし、セッティングと撤収作業の目的で、選手やチーム関係者が退出したあと、主管クラブが認めた場合に限り、ゾーン２・３のスタッフがゾーン１へのアクセスを可能とする。その場合も、主管クラブの求めに応じ、ゾーン１へアクセスした者を報告できる状態にしておくこと 8. 中継体制と撮影について

カメラ設置場所の管理・制限をし、Ｊリーグ・ホームクラブは把握をする。 (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Ｊリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はＪリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。 (3) 原則、選手・監督から１メートル以上離れて撮影をする。 (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影時は主管クラブが定めたルールに従い実施する。 (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなどの撮影は密集する場所・時間帯を避けて行う (6) インタビューは対象者から最低１メートル、できるだけ２メートル離れて撮影をする。ただし、聞き手がマスクを着用することを前提に、試合後のインタビューの聞き手に限り、ハンドマイクでインタビューを実施することを認める	(1) 感染・拡散防止策としてＪリーグ公式スタッフ数の管理・制限を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、Ｊリーグ・ホームクラブは把握をする。 (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、Ｊリーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所はＪリーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。 (3) 原則、選手・監督から１メートル以上離れて撮影をする。 (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影時は主管クラブが定めたルールに従い実施する。 (5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなどの撮影は密集する場所・時間帯を避けて行う (6) インタビューは対象者から最低１メートル、できるだけ２メートル離れて撮影をする。ただし、聞き手がマスクを着用することを前提に、試合後のインタビューの聞き手に限り、ハンドマイクでインタビューを実施することを認める

XXXII.　来賓対応

来賓対応	
レベル 2	レベル 1
1. 来場者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する。 • 外食業の事業継続のためのガイドライン等も参考とする (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は「131.イベント制限の考え方と手続き」に準拠する 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する。 • 貸し出しする、しないは、クラブが判断する • 貸し出し前に洗濯する。ウイ	1. 来場者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する。 • 外食業の事業継続のためのガイドライン等も参考とする (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は「131.イベント制限の考え方と手続き」に準拠する 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する。 • 貸し出しする、しないは、クラブが判断する • 貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿

ルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する • 同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する	布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する • 同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する

XXXIII. チーム、審判員、及び競技

チーム、審判員、及び競技　　※下線はレベル 2 とレベル 1 の差分

レベル 2	レベル 1
1. スタジアムへの到着	1. スタジアムへの到着
(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する	(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
(2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に J リーグに報告する	（削除）
(3) バス利用に際して、以下の点に留意する • マスクを着用する • 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する • 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される	(2) バス利用に際して、以下の点に留意する • マスクを着用する • 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する • 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される
(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する	(3) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する
2. 試合当日の体温測定	2. 試合当日の体温測定
(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する	(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する
(2) 試合エントリー可能な選手・チーム	(2) 試合エントリー可能な選手・チーム

スタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する	スタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する
(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する	(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する
(4) 37.5 度以上の者がいた場合、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する	(4) 37.5 度以上の者がいた場合、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する
• スタジアムに来場しない	• スタジアムに来場しない
• タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す	• タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
• クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する	• クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
• 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う	• 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する	• 疑い症状がない場合、適切に経過観察する
3. チーム及び審判員全員に求められること	3. チーム及び審判員全員に求められること
(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる	(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
• 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）	• 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
• 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）	• 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合）
• 同居家族や身近な知人に感染が	• 同居家族や身近な知人に感染が疑

疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) 更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所ではマスクを不用意に外さない。ベンチでは近距離で会話をする場合はマスク着用を推奨する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。	われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) 更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所ではマスクを不用意に外さない。ベンチでは近距離で会話をする場合はマスク着用を推奨する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。
4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内は、換気をよくする (2) 会話する場合、話し手はマスクを着用する（ただし試合前後の出場選手、審判員はこの限りではない） (3) 更衣室の滞在時間をできるだけ減らすことが望ましい（目安：各自 30～40 分） (4) 人の集まる空間でのマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する (5) タオル、飲水ボトル等を共用しない (6) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する	4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内は、換気をよくする (2) 会話する場合、話し手はマスクを着用する（ただし試合前後の出場選手、審判員はこの限りではない） (3) 更衣室の滞在時間をできるだけ減らすことが望ましい（目安：各自 30～40 分） (4) 人の集まる空間でのマスクなし会話は感染リスクが高まることに留意する (5) タオル、飲水ボトル等を共用しない (6) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(7) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	(7) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(8) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する	(8) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する
5. 選手の治療、マッサージ	5. 選手の治療、マッサージ
(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応	(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
(2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと	(2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
(3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。 N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である	(3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。 N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である
6. 競技用具、備品の消毒 （削除）	6. 競技用具、備品の消毒 （削除）

7. ボールパーソン、担架要員 (1) （削除） (2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、2022 シーズン中は 8 個以上のボールを使用することは許容される	7. ボールパーソン、担架要員 (1) （削除） (2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、2022 シーズン中は 8 個以上のボールを使用することは許容される
8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない	8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない
9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA のルールを適用する (2) 飲水タイムに関する通知は 2022 年 1 月 31 日付で実施	9. 競技規則、試合実施要項等の適用 (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA のルールを適用する (2) 飲水タイムに関する通知は 2022 年 1 月 31 日付で実施
10. 試合開始前のウォームアップ (1) 室内練習場の使用 • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 換気に留意する (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する • 原則マスクを着用するか、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する • 器具は使用のたびに消毒する • マスクを外す場合は 2m 以上の身体的距離をとるか、会話をしない • 参考『2021 年 7 月 8 日版（一社）日本フィットネス産業	10. 試合開始前のウォームアップ (1) 室内練習場の使用 • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 換気に留意する (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する • 原則マスクを着用するか、身体的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する • 器具は使用のたびに消毒する • マスクを外す場合は 2m 以上の身体的距離をとるか、会話をしない • 参考『2022 年 7 月 8 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設におけ

協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン　P4～トレーニングジム』 (3)　ピッチ上でのウォームアップ • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1)　各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1)　両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する (2)　入場前は身体的距離（できるだけ2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (3)　試合前にセレモニーを実施する場合 • 密を避ける工夫をすること（例：入口が狭い場合は入場動線を選手と別にするなど） • マスク着用、もしくはピッチ上で選手と身体的距離（2 m）を取ること。声を出す場合はマスク着用が望ましい。 • 演出上マスクを外す場合は、2m未満の近い距離で行う、もしく	る新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン　P４～トレーニングジム』 (3)　ピッチ上でのウォームアップ • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1)　各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1)　両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する (2)　ピッチ上で握手セレモニーは行わない (3)　試合前にセレモニーを実施する場合 • 密を避ける工夫をすること（例：入口が狭い場合は入場動線を選手と別にするなど） • マスク着用、もしくはピッチ上で選手と身体的距離（2 m）を取ること。声を出す場合はマスク着用が望ましい。 • 演出上マスクを外す場合は、2m未満の近い距離で行う、もしくは 2m 以上離れていても大声を

は 2m 以上離れていても大声を出す際には、陰性確認することが望ましい（検査方法は 72 時間以内の PCR 検査か当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定）。 • 手をつなぐ演出を行う場合、セレモニー前後に手を洗うもしくは消毒することが望ましい • チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声は禁止とする。 (4) 試合終了時のセレモニー • 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。 • チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、観客からの身体的距離（できるだけ 2 m、最低 1m）を確保すること。 13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出 (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される	出す際には、陰性確認することが望ましい（検査方法は 72 時間以内の PCR 検査か当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定）。 • 手をつなぐ演出を行う場合、セレモニー前後に手を洗うもしくは消毒することが望ましい • チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声は禁止とする。 (4) 試合終了時のセレモニー • 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。 • チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、観客からの身体的距離（できるだけ 2 m、最低 1m）を確保すること。 13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出 (1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される

<table>
<tr><td>(2) 試合前にセレモニーを実施する場合、前条 12-(3)に準ずる
14. チームベンチ
(1) ベンチの選手及びチームスタッフは、近距離で会話をする場合はマスク着用を推奨する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(2) 不要な会話・接触・指笛などは控える
15. 試合中の飲水、暑熱対策
(1) 飲水ボトルの共用を避ける
• たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない
(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

16. ゴールセレブレーション
(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

17. ハーフタイム
(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される</td>
<td>(2) ピッチ上でイベントを実施する場合、前条 12-(3)に準ずる
14. チームベンチ
(1) ベンチの選手及びチームスタッフは、近距離で会話をする場合はマスク着用を推奨する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(2) 不要な会話・接触・指笛などは控える
15. 試合中の飲水、暑熱対策
(1) 飲水ボトルの共用を避ける
• たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない
(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

16. ゴールセレブレーション
(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

17. ハーフタイム
(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される</td></tr>
</table>

(3)　ボールを消毒する	(3)　ボールを消毒する
18. 試合終了時のセレモニー	18. 試合終了時のセレモニー
(1)　両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。	(1)　両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。
(2)　チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、観客からの身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。	(2)　チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、観客からの身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。
19. ドーピングコントロール	19. ドーピングコントロール
(1)　ドーピング検査員について	(1)　ドーピング検査員について
• ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする	• ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする
• JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。	• JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。
(2)　WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する。	(2)　WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する。
• 現在医療の現場で仕事をしている検査員	• 現在医療の現場で仕事をしている検査員
• 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を	• 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を

14 日以内に対応した検査員 • 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 • 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） • 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 • 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。 (4) 検査当日の徹底事項 • 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する • 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する • 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する • 換気することが可能な場所においては、換気を行う • 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」	14 日以内に対応した検査員 • 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 • 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） • 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 • 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。 (4) 検査当日の徹底事項 • 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する • 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する • 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する • 換気することが可能な場所においては、換気を行う • 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXXIV. ファン･サポーター

ファン・サポーター　※下線はレベル 2 とレベル 1 の差分

レベル 2	レベル 1
1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアム来場時にはマスクを着用してください。不織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。熱中症対策でマスクを外す場合、会話、歓声、発声を控え、咳エチケットに配慮します。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用してくだ	1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください • 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアム来場時にはマスクを着用してください。不織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。熱中症対策でマスクを外す場合、会話、歓声、発声を控え、咳エチケットに配慮します。会話、歓声、発声がある場合は、予めマスクを着用してくだ

さい。 (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（スタンド前方へ移動して選手に声をかける、座席間隔の制限が設けられる試合で間隔を空けずに隣に座る等） (7) 試合会場のある自治体が移動制限に伴うビジター席の設置なしを主管クラブに要望した場合は、ビジター席の設置無しとなる場合があります。その際はアウェイチームのファン・サポーターはスタジアムへの来場をお控えください。また該当試合ではアウェイチームのユニフォーム・グッズを着用しての入場・観戦はできませんので、あらかじめご了承ください (8) スタジアムの外でも、できるかぎり身体的距離（できるだけ 2m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください 2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明さ	さい。 (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（スタンド前方へ移動して選手に声をかける、座席間隔の制限が設けられる試合で間隔を空けずに隣に座る等） (8) スタジアムの外でも、できるかぎり身体的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください 2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。

れています。 ・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。 (1) **容認される行為**は以下の通りです 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む 以下の 2 項目は 2021 年 11 月 13 日（土）より適用 ・ 大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為 ※ ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す なお適用にあたっては	・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。 (1) **容認される行為**は以下の通りです。 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ➢ 横断幕掲出 ・ 掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む 以下の 2 項目は 2021 年 11 月 13 日（土）より適用 ・ 大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為 ※ ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す なお適用にあたっては、 ・ ホームとビジターは同条件で適用する

・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の主管クラブの試合運営ルールに従う (2) **禁止される行為**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される	・ 使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う (2) **禁止される行為**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

XXXV. 試合会場の設営、撤去

試合会場の設営、撤去　　※下線はレベル 2 とレベル 1 の差分

レベル 2	レベル 1
1. 参加者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営・撤収作業を行う場合	1. 参加者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営・撤収作業を行う場合

(1) 作業開始前に体温を測定する (2) 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する	(1) 作業開始前に体温を測定する (2) 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
付属文書

本文に戻る

XXXVI. 感染症法

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。**

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要**である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

（国民の責務）

第四条　国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（情報の公表）

第十六条　厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の**予防及び治療に必要な情報を**新聞、放送、インターネットその他適切な方法により**積極的に公表**しなければならない。

2　前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意**しなければならない。

参考資料

- 『HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう』、政府広報オンライン
- 『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』、2020 年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 『新型コロナウイルスの 3 つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』「新型コロナウイルスの 3 つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」、2020 年 3 月 26 日、日本赤十字社

本文に戻る

XXXVII. 関連プロトコル

領域	資料名	発行元、更新日
声出し応援ガイドライン	https://www.jleague.jp/img/pdf/2022_0630_22656.pdf	J リーグ、2022/6/28

文書の先頭に戻る

XXXVIII. バージョン管理

1. 2020 年 5 月 14 日　第 1 版として公開
2. 修正：2020 年 5 月 23 日　政府の 5/14 の方針等を反映
3. 修正：2020 年 5 月 24 日　政府の 5/21 の方針等を反映
4. 修正：2020 年 5 月 27 日 プロトコル 3、4、5 の案をクラブに提示
5. 修正：2020 年 6 月 8 日 新プロトコル 3 として「J クラブの活動段階と統一検査」を付加
6. 2020 年 6 月 9 日　合同実行委員会にて合意
7. 2020 年 6 月 12 日　第 2 版として公開
8. 修正：2020 年 6 月 12 日　文科省、専門家チーム・地域アドバイザー等の指摘を反映
9. 修正：2020 年 6 月 21 日：公式検査に関する記述を大幅加筆
10. 修正：2020 年 6 月 23 日：理事会決議事項の反映（競技規則、試合実施要項等の適用等）
11. 2020 年 6 月 26 日　第 3 版として公開
12. 2020 年 7 月 1 日：プロトコル 7 有観客試合における適用時期の見直しを反映
13. 2020 年 7 月 16 日：各種プロトコルの改定を反映
    プロトコル 2　公式検査の導入に伴い情報開示ガイドラインを一部加筆
    プロトコル 3　最新実務に即して公式検査ガイドラインを加筆
    プロトコル 3・4　チームトレーニングの再開フェーズに「交流期」を追加
    プロトコル 5　チームの移動・宿泊　「食事」一部加筆

プロトコル 7　　有観客試合における出店制限の緩和について加筆

14. 2020 年 7 月 16 日　第 4 版として公開
15. 2020 年 7 月 20 日　プロトコル 7、適用時期の変更（8/10 までは、チケッティング、ファン・サポーターのガイドラインは「超厳戒体制」の適用を継続する）
16. 2020 年 7 月 20 日　第 5 版として公開
17. 2020 年 7 月 27 日　第 6 版として公開

政府方針を受けて「イベント開催制限の段階的緩和の目安」更新

プロトコル 7　政府方針の変更を受け 8/31 まで現行の適用を継続、
関連ガイドラインの更新（8/11 付 9/6 まで適用延伸をプレスリリース）

18. 2020 年 8 月 25 日　第 7 版として公開

プロトコル 5 移動中の食事の留意点を追加

プロトコル 6・7　ドーピングコントロールに関するガイドラインを追加

プロトコル 7 政府方針の変更を受け 9/30 まで現行の適用を継続
メディア運営上の変更を反映、応援スタイルの一部改定

19. 2020 年 9 月 15 日　第 8 版として公開

プロトコル 1 コロナウイルスの最新情報を反映のうえ、より実践的な内容へ全面改定

20. 2020 年 9 月 17 日　第 9 版として公開

入場制限の緩和の前提となる感染対策をより具体化（入退場時等の密の回避策、ほか）

21. 2020 年 9 月 24 日　第 10 版として公開

プロコトル 1	• 陽性判定後の復帰（特例措置なし）
プロコトル 3	• 政府通達【別紙 3】の更新 • 段階的な来場緩和のステップを追記
プロコトル 4	• 交流期のチームトレーニングのガイドラインを 9/24 より適用
プロコトル 7	• （制限の考え方）9/30 より全カテゴリー厳戒体制に移行、段階的な来場緩和ステップを追記 • （チケッティング）段階的な緩和ステップを反映 • （会場運営・来賓対応）アルコール提供は別途協議 • （メディア及び中継制作・送信）10/2 以降、控室、記者席の間隔を改定 • （チーム、審判員、及び競技）試合中のマスク着用に関する追記

22. 修正：2020 年 10 月 6 日：実行委員会

プロコトル 7	• （ファン・サポーター） 10/17 より太鼓の使用を禁止行為から除外（主管クラブがルールの適用を決定）

23. 修正：2020 年 10 月 20 日：臨時実行委員会

プロコトル 4・5・7	• 選手の温浴・サウナの利用に関する追記
プロトコル 5	• （チームの移動・宿泊）シーズン前のキャンプに関する追記
プロコトル 7	• （ファン・サポーター、来賓）10/30 よりアルコール提供を禁止事項から除外
プロコトル 7	• （来賓）防寒具の貸し出しの留意事項の追記
	•

24. 修正：2020 年 11 月 2 日：臨時実行委員会

プロコトル 7	• （チーム、審判員、及び競技）集合写真の配列
プロコトル 7	• （来賓）防寒具の貸し出しの留意事項の追記

25. 修正：2020 年 11 月 17 日：理事会

プロコトル 1	• 参考情報として感染リスクが高まる 5 つの場面を追加
プロコトル 3	• 政府方針の更新

プロコトル 3	• （入場制限）同一グループの着席に関する留意事項を追記

26. 修正：2020 年 12 月 15 日：理事会

プロトコル 1	• ビジターチームの対応フローを追記
プロコトル 3	• 政府通達の反映（ステージの考え方）
	• 陽性からの復帰時の定量抗原検査の部分的導入
	• 国外競技会への出場に関する留意事項を追記
	• シーズン始動前の検査等の留意点を追記

27. 修正：2021 年 1 月 25 日：第 1 回臨時実行委員会

プロコトル 3	• 緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限
	• シーズン始動時の留意点

28. 修正：2021 年 2 月 8 日：第 2 回定時実行委員会

プロトコル 3	• 政府通達の更新 • 緊急事態宣言発出に伴うイベント開催制限の反映 • シーズン始動時の留意点の更新
プロトコル 6	• VAR の導入、飲水タイムの一部運用変更を反映 • 退場時間の記録の廃止
プロトコル 7	• 制限の考え方の更新（緊急事態宣言の延伸を受けて） • VAR の導入、飲水タイムの一部運用変更を反映 • 退場時間の記録の廃止 • 超厳戒体制下で座席間隔を 1m から 1 席へ変更（政府方針の反映） • 厳戒体制下で入場セレモニーの一部緩和

29. 修正：2021 年 3 月 8 日 ：実行委員会

プロトコル 3	公式検査の運用の一部改定
プトロコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 2 月 26 日付および同 3 月 5 日付の政府方針の更新に伴う、来場制限と段階的な制限緩和のステップに関する改定。主に経過措置の追加、段階的緩和ステップの改定、一都三県の緊急事態宣言延長への対応

30. 修正：2021 年 3 月 22 日 ：実行委員会

プロトコル 3	新規外国籍選手等の入国に関する手続き
プトロコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 2 月 26 日付および同 3 月 19 日付の政府方針の更新に伴う 来場制限と段階的な制限緩和のステップに関する改定。主に 1 都 3 県に対する、緊急事態宣言解除後の経過措置への移行に関する追加。

31. 修正：2021 年 4 月 6 日 ：実行委員会

プロトコル 1	現状に照らしクラスター認定を受けた場合のリスクや一般的な対応を更新
プロトコル 3	参考資料　各検査の特徴 「新型コロナウイルス感染症　病原体への指針より（厚生労働省）」の更新
	上限拡大の前提となる感染防止策の追記（直行直帰の呼びかけ、混雑状況に応じた適切な呼びかけ、地元商店会等とのコロナ対策の実施）
プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 4 月 1 日付の政府方針の更新に伴う まん延防止等重点措置に伴う運営方針を追加

32. 修正：2021 年 4 月 6 日 ：実行委員会

プロトコル 1	スクリーニング検査に関する追記
プロトコル 3	オンサイト検査の追加
	令和 3 年 4 月 16 日付政府事務連絡をリンクに追加（ガイドライン自体の変更なし）

60. 修正：2021 年 4 月 27 日 ：理事会

プロトコル 3	オンサイト検査の実施基準に関する表記の一部を改定
プロトコル 6	リモーマッチ（無観客での開催）におけるガイドラインの一部を改定
プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 4 月 23 日付の政府事務連絡の反映、ならびに緊急事態宣言対象区域での試合開催に伴う運営方針を改定

61. 修正：2021 年 5 月 11 日 ：実行委員会

プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 5 月 7 日付の政府事務連絡の反映、ならびに緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置区域での試合開催に伴う運営方針を改定

62. 修正：2021 年 6 月 7 日 ：合同実行委員会

プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 5 月 28 日付の政府事務連絡の反映（6 月 20 日までの現行方針の継続）
プロトコル 3	国際試合への参加に関する出入国、新規外国籍選手等の入国、待機措置
プロトコル 5	宿泊施設、マッサージルームでのマスク、手指衛生の対応を補足

63. 修正：2021 年 6 月 21 日 ：実行委員会

プロトコル 1	同居人が体調不良となった場合の対応
プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 6 月 18 日付の政府事務連絡の反映（ステップ 3「経過措置」の再導入）

64. 修正：2021 年 7 月 6 日 ：実行委員会

プロトコル 3	オンサイト検査の発動基準（ワクチン接種後の副反応が出た場合の基準の追加）
プロトコル 7	券売期間の見直し（1 カ月前からへ変更。但し自治体の要請が優先される）

38. 修正：2021 年 9 月 7 日 ：実行委員会

プロトコル 1	• 「診療の手引き」更新の反映 • デルタ株に関する参考情報の追加 • サッカー選手の基本的な感染防止対策として不織布製マスクの推奨 • マスクの種類に関する参考情報の追加 • 暫定的な濃厚接触疑い者の基準の見直し
プロトコル 7	段階的な緩和手続きの見直し

39. 修正：2021 年 9 月 21 日 ：実行委員会

プロトコル 1	重要事象報告の運用の一部見直し
プロトコル 7	販売員の手袋の必着の廃止、手指衛生に関する表記の追記

40. 修正：2021 年 10 月 4 日 ：実行委員会

プロトコル 1	保健所による濃厚接触者の特定がない場合の対応
プロトコル 3 プロトコル 7	10 月以降の対応方針（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全域解除に伴う） 制限緩和に向けたワクチン・検査パッケージを活用した技術実証の導入

41. 修正：2021 年 11 月 1 日 ：実行委員会

プロトコル 3 プロトコル 7	令和 3 年 10 月 29 日付の政府事務連絡の反映 11 月以降の有観客試合の対応方針（経過措置の全域解除）
プロトコル 7	来賓対応（厳戒体制）：食事提供に関する改定

42. 修正：2021 年 11 月 5 日 ： チェアマン決議（11/1 実行委員会、11/4 契約担当者会議を経て決定）

プロトコル 7	ファン・サポーター対応（厳戒体制）：応援スタイルの制限の見直し

43. 修正：2021 年 11 月 29 日 ：実行委員会

プロトコル 1	サッカー選手の基本的感染対策 ・基本的対処方針の改定に伴う、県外移動時の留意点の見直し ・飲食店を利用する場合の認証店の利用の推奨
プロトコル 7	チケッティングプロトコルの見直し（2022 シーズンより適用）

44. 修正：2021 年 12 月 14 日 ：実行委員会

プロトコル 1	• 公式検査とオンサイト検査の中断ならびに新たな定期検査の導入を反映 • 重要事象報告への報告対象の一部見直し
プロトコル 2	• 公式検査とオンサイト検査の中断ならびに新たな定期検査の導入を反映
プロトコル 3	• 定期検査の導入を反映 • （令和 3 年 11 月 19 日付事務連絡）基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を反映 • シーズン始動時の留意点の見直し
プロトコル 4	• トレーニング時のガイドラインの一部見直し
プロトコル 5	• チームの移動、宿泊のガイドラインの一部見直し
プロトコル 3 プロトコル 7	• チケッティングプロトコルの見直し（2022 シーズンより適用） 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の場合も、政府や自治体の定める安全計画の作成により収容率に関わらず 1 万人まで（まん延防止等重点措置区域の場合は 2 万人まで）来場が許容されうることを明記

45. 修正：2022 年 1 月 24 日：実行委員会

プロトコル 1	• サッカー選手のリスク行動の整理 • オミクロン株の流行を踏まえた政府の対応方針に差し替え • 濃厚接触者の待機期間が最短 10 日間となったことに伴う反映
プロトコル 3	• 8 つの活動ステップのうち、ステップ 6~8 の表記を見直し • 入場制限に関する最新の政府方針を反映（令和 4 年 1 月 19 日付事務連絡）
プロトコル 7	• 有観客での試合開催に関わるプロトコルに関する超厳戒体制、厳戒体制の名称の廃止、新たな基準としてレベル 2、レベル 1 を設定 • チケッティングプロトコルの一部見直し（ワクチン・検査パッケージの一時停止） • 来場を見送る方の条件の見直し • 広報・中継制作プロトコルの見直し • チーム、審判員、競技に関わるプロトコルの見直し • ファン・サポータープロトコルの表記の一部見直し

46. 訂正：2022 年 1 月 26 日

プロトコル 7	• ファン・サポーター 禁止行為のうち「間隔を空けずに隣に座る」行為は「座席間隔の制限が設けられる場合」に限定

47. 修正：2022 年 1 月 31 日　厚生労働省の基準更新

プロトコル 1	• 濃厚接触者の待機期間が最短 7 日間となったことに伴う反映 • 無症状陽性者の隔離解除基準が原則 7 日間となったことに伴う反映 • 「診療の手引き」更新の反映（6.1 版→6.2 版）

48. 修正：2022 年 2 月 8 日　実行委員会

プロトコル 1	• 定期検査の対象から外してよい基準の明記
プロトコル 3	• チーム内に陽性者（疑い含む）が発生した場合の公式試合当日の抗原定性検査の時限的導入（試合当日スクリーニング検査）
プロトコル 7	• 待機場所の補足基準の追記

49. 修正：2022 年 3 月 8 日　実行委員会

プロトコル 1	• 試合開催可否等の決定時における専門家チームへの相談基準の一部見直し • 診療の手引き 6.2 版→7 版（2022 年 2 月 28 日更新）

プロトコル 3	• 試合当日スクリーニング検査定期の対象外となる基準の明記 • （令和 4 年 3 月 4 日付事務連絡）基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を反映

50. 修正：2022 年 3 月 22 日　実行委員会

プロトコル 1	• 厚労省の濃厚接触者の特定方針の改定と待機期間の短縮を受けた一部見直し • 疑い症状などへの対応の整理 • 病原体検査への指針（4.1 版→5.1 版）への更新
プロトコル 3	• 内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限」改定の反映
プロトコル 7	• 試合前の集合写真に関する見直し

51. 修正：2022 年 4 月 19 日　実行委員会

プロトコル 1	• 診療の手引き（7 版→7.1 版）
プロトコル 2	• 情報開示基準の一部見直し（2022 年 3 月 16 日付、同 22 日付の厚労省の通達に伴い事業所に対する積極的疫学調査の実施が限定的となったことに伴う改定）
プロトコル 3	• 定期検査の対象外となる条件の見直し • 試合当日スクリーニング検査の再導入決議フローの見直し

52. 修正：2022 年 6 月 21 日　実行委員会

全体	• マスク着用に関する政府方針を反映（令和 4 年 5 月 23 日、27 日付通達） • マスク着用、距離・会話の制限に関する考え方の更新
プロトコル 1	• 診療の手引き（7.1 版→7.2 版）への更新 • 14 日間の健康状況を把握する「来場者確認書」、来場時刻の記録の廃止 • 無症状者への自主スクリーニング検査について、PCR 検査のみに加え、抗原定量検査、鼻腔による抗原定性検査を追加
プロトコル 2	• 情報開示基準の一部見直し（チーム不在期間の公表基準に関する細則）
プロトコル 3	• 定期検査の頻度の見直し • 感染対策上のポイントの一部見直し
プロトコル 4	• トレーニング時のマスク着用、距離・会話の制限に関する考え方の更新 • ミーティングのプロトコルの見直し • アカデミー選手、特別指定選手、練習生のトップチーム合流前の体調確認を 14 日間→7 日間へ短縮
プロトコル 5	• トレーニング時のマスク着用、距離・会話の制限に関する考え方の更新 • ミーティングのプロトコルの見直し
プロトコル 7	• (会場運営)大会関係者のマスク着用基準の整理、来場時刻の記録と事前の体調確認の廃止、エアコン・ミストサウナのプロトコルの廃止 • (メディア及び中継制作・伝送)マスク着用基準の整理、来場時刻の記録と事前の体調確認の廃止 • (チーム、審判員、及び競技)マスク着用基準の整理、ベンチ、更衣室のプロトコルの見直し • (ファン・サポーター)マスク着用基準の整理（6 月 6 日公表内容の反映） • (試合会場の設営、撤去)マスク着用基準の整理、来場時刻の記録と事前の体調確認の廃止

53. 修正：2022 年 7 月 19 日　実行委員会

プロトコル 3	• 当日スクリーニング検査の限定再導入 • 定期検査の週 2 回への頻度の変更 いずれも第 7 波収束までの限定措置
プロトコル 4 他	• 環境消毒に関する見直し

プロトコル 7 他	• 運営検証終了後（8 月 15 日以降）の声出し応援席の標準化 • 運営に関する細則の見直し（ボールパーソン・担架要員・大型映像装置スタッフの人数制限の廃止、チケットもぎりをスタッフ対応可とする、交代人数を 5 名とするルールの 7/30 以降の競技規則反映に伴う定常化） • スタジアムの衛生環境の見直し（環境消毒の考え方、換気の考え方を反映）